

平成 29 年 9 月

江南市議会建設産業委員会会議録

9 月 14 日

平成29年9月14日〔木曜日〕午前9時30分開議

議 題

議案第43号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正

第4条 地方債の補正のうち

街路改良事業

雨水対策施設整備事業

道路改良事業

鉄道高架化整備事業

議案第46号 平成28年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

議案第49号 平成28年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第50号 平成28年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第53号 平成28年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

請願第18号 住宅リフォーム促進事業助成制度に関する請願

行政視察について

常任委員会の研修会について

出席委員（7名）

委員長	伊 神 克 寿 君	副委員長	幅 章 郎 君
委員	尾 関 健 治 君	委員	野 下 達 哉 君
委員	古 池 勝 英 君	委員	山 登 志 浩 君
委員	掛 布 まち子 君		

欠席委員（0名）

委員外議員（6名）

議員	東 義 喜 君	議員	伊 藤 吉 弘 君
議員	尾 関 昭 君	議員	東 猴 史 紘 君
議員	福 田 三 千 男 君	議員	森 ケイ子 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗 本 浩 一 君	議事課長	石 黒 稔 通 君
主任	梶 浦 太 志 君		

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

生活産業部長 武 田 篤 司 君

都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長
鈴 木 慎 也 君

市長政策室長 片 野 富 男 君

市民サービス課長 山 田 順 一 君

市民サービス課主幹 前 田 茂 貴 君

市民サービス課副主幹 平 野 優 子 君

市民サービス課副主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長
影 山 壮 司 君

市民サービス課主査	丹 羽 克 仁 君
商工観光課長	石 坂 育 己 君
商工観光課副主幹	横 山 敦 也 君
商工観光課主査	駒 田 直 人 君
商工観光課主査	長谷川 悟 君
農政課長	大 岩 直 文 君
農政課副主幹	岩 田 浩 和 君
農政課主査	青 山 裕 泰 君
環境課長	阿 部 一 郎 君
環境課主幹	菱 川 秀 之 君
環境課副主幹	青 山 守 君
環境課副主幹兼環境課環境事業センター所長	
	牛 尾 和 司 君
環境課主査	杉 浦 健 浩 君
まちづくり課長	野 田 憲 一 君
まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長	
	堀 尾 道 正 君
まちづくり課主幹	小 島 健 君
まちづくり課副主幹	尾 関 高 啓 君
まちづくり課副主幹	鈴 木 勉 君
まちづくり課副主幹	小 池 浩 司 君
まちづくり課副主幹	加 藤 考 訓 君
まちづくり課主査	永 田 裕 生 君
土木課長	沢 田 富美夫 君
土木課主幹	伊 藤 達 也 君

土木課副主幹	吉	本	晴	永	君
土木課副主幹	酒	匂	智	宏	君
土木課主査	山	本	健太郎		君

建築課長	梅	本	孝	哉	君
建築課主査	源	内	隆	哲	君
建築課主査	都	築	尚	樹	君

水道部下水道課長	小	林	悟	司	君
水道部下水道課主幹	夫	馬	靖	幸	君
水道部下水道課副主幹	柴	垣	伸	道	君
水道部下水道課主査	瀬	川	悠	子	君

水道事業水道部水道課長	高	田	昌	和	君
水道事業水道部水道課主幹	村	瀬		猛	君
水道事業水道部水道課副主幹	今	枝		寛	君
水道事業水道部水道課主査	磯	部	将	人	君

行政経営課長	村	瀬	正	臣	君
行政経営課主幹	安	達	則	行	君
行政経営課主査	山	口	尚	宏	君

○委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

めっきりと涼しくなって非常に爽やかな毎日でございますので、この委員会も爽やかに、スムーズにいきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

では、当局のほうの御挨拶、市長、申し上げます。

○市長 改めまして、おはようございます。

去る8月31日に9月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で大変重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

では、本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第43号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第4号）を初め5議案と、請願第18号 住宅リフォーム促進事業助成制度に関する請願の1件の請願の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

ここで、委員会の服装ですが、議員は夏季期間中はネクタイと上着の着用は適宜とするよう申し合わせております。職員の方もクールビズを実施されていますので、ネクタイと上着の着用については、適宜お取り計らいいただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

審査の順序については付託順により行います。委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、

委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹及び副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、それ以外の間は退席していただいても結構です。

議案第43号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正

第4条 地方債の補正のうち

街路改良事業

雨水対策施設整備事業

道路改良事業

鉄道高架化整備事業

○委員長 最初に、議案第43号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第4号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、生活産業部、都市整備部の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費の補正、第4条 地方債の補正のうち、街路改良事業、雨水対策施設整備事業、道路改良事業、鉄道高架化整備事業を議題といたします。

審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初に生活産業部市民サービス課について審査をします。

当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民サービス課長 それでは、市民サービス課の補正予算について、説明

をさせていただきます。

最初に歳入でございます。

議案書の94、95ページ下段をお願いいたします。

16款1項1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金、説明欄、市民サービス課分寄附金でございます。

続いて、歳出でございます。

議案書の102、103ページ最上段をお願いいたします。

2款1項6目市民生活費でございます。

内容につきましては、備考欄を御参照くださいますようお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○掛布委員　入札を、多分高齢者生きがい課の福祉センターの分と一緒に、マッサージ機と血圧計について、それぞれ一緒に入札をかけられたと思うんですけれども、両方で100万円ですね、予算が。それでわずか1万円しか入札差金が出なかったという計算なんですか。

○市民サービス課長　はい、結果としてはそういうことでございます。

○掛布委員　それでは本当に、ほとんど言い値のままの落札になってしまったような感じがするんですけど、これは何者で指名競争入札にかけられたんですか。

○市民サービス課長　5者でお願いいたしまして、結果といたしまして2者が辞退をしてみえます。

○委員長　ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　ほかには質疑もないようでありますので、では続いて環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○環境課長　それでは、環境課所管の補正予算につきまして、御説明申し上げます。

最初に歳入についてでございます。議案書の96ページ、97ページの中段やや下をお願いいたします。

19款諸収入、5項2目雑入のうち、環境課分の派遣職員給与費等一部事務組合負担金でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

議案書の112ページ、113ページをお願いいたします。

4款2項1目清掃費で、人件費等の財源更正をお願いし、江南丹羽環境管理組合関係事業で1万2,000円の減額、そして尾張北部環境組合関係事業で2,887万7,000円をお願いし、合わせて財源更正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　　では、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　　済みません、ちょっとよくわからないのでまず質問なんですけれども、113ページの一番上段の財源更正と、一番下の段は尾張北部の環境管理組合の職員の財源更正なんですけれども、一番上はどこの職員なんですか。

○環境課長　　環境課で尾張北部環境組合の愛知県派遣職員分の給与費のうち、ここは人件費等では管理職手当を支払っております。

また、管理職手当以外の給料、職員手当、共済費については、その3分の2を愛知県に負担金として支払っておりますので、管理職分についての財源更正が一番上の人件費等の財源更正で、一番下段のところは管理職以外の給料、職員手当、共済費の財源更正でございます。

○掛布委員　　さっぱり聞いていても何のことかわからないんですけれども、要するに県から尾張北部環境組合に1人来てもらっていて、その人は管理職なので、管理職手当の負担が別途発生しているということなんですか。

ごめんなさい、もう一回ちょっとわかりやすく説明を。

○環境課長　　愛知県と江南市の協定の中では、愛知県職員の管理職手当については江南市が100%負担をします。それ以外の給与等については、その3分の2を負担するという協定がありますので、管理職手当、それから今の管理職以外の分については、江南市は当初から組んでおりましたので、今回、尾張北部環境組合の議決があったことに伴い、財源更正をお願いするという

ものでございます。

- 掛布委員　　そうしますと、もうちょっとこの予算書の説明欄のところで、人件費等というのが、ただの財源更正と書いてあるのに特定財源で一部事務組合負担金となって、全く同じ表現で一番下段にも一部事務組合負担金と書いてあって、こちらは尾張北部環境ときちんと書いてあるので、見ただけでも予算書をひっくり返しても全然わからなかったのも、もう少しわかりやすい記載というのをお願いできないかと思うんですけども。

それで、ついでに質疑なんですけど、中段のところに尾張北部環境組合の定例会の議決で予算が正式に決まって、負担金の額の差額が計上されているんですけども、この中のごみ処理施設建設費負担金分で7,971万円にする増額ですけども、この建設費負担金の中身というのはどんなものをやる予算ということになっているんでしょうか。

- 環境課長　　主に事業費でお答えいたしますと、環境アセスの平成28年度分の配慮書作成委託料分、それからPFI等導入可能性調査、それから技術支援委託料の3つが大きな事業の内容でございます。

- 掛布委員　　PFI導入可能性調査と、その導入に向けての技術支援の予算が含まれているんですけども、PFIの導入調査をやったことによって、本当にPFIでやることになっていくのかどうか、その辺はどうなるんでしょうか。お聞きしていいでしょうか。

- 環境課長　　PFIの導入可能性調査なので、そこでVFMが発生すれば、そういった可能性の調査を組合のほうで行っていくということであると思っております。

- 掛布委員　　VFMが発生しなければ、もうその段階でPFIはやらないよという判断になるんでしょうか。

- 環境課長　　その辺の判断は、今後組合のほうでされるものと思われま。

- 委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　ほかに質疑もないようですので、続いて都市整備部土木課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 平成29年議案第43号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げますので、議案書の114、115ページをお願いいたします。

114、115ページのほうです。上段にあります8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費ですが、右側の説明欄をお願いいたします。道路側溝・舗装工事等事業の工事請負費に1億円の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○野下委員 今回、1億円の補正が組まれまして、合計で2億5,000万円が道路の整備等になるわけで、非常に地域の皆さんの、区からの要望もたくさんあって、一時よりもずうっと予算が少なくなっていると思うんですけども、これは実際に今回10億円の補正を組んでいくと、実際に各区からの要望がありますけど、全体でその区の要望の達成率はどれぐらいになると試算されていらっしゃるんですか。

○土木課長 区からの要望には、道路側溝舗装以外にも修繕、ふたかけ、いろいろありまして、そちらのほうの達成率というのはちょっと把握しておりません。

○野下委員 これは決算かもわかりませんが、毎年大体何%予算に対して達成ができたか、執行率は出るんでしょうけれども、そういう統計はとっていらっしゃいませんか。

○土木課長 執行率はもちろん出ております。それと、江南市全体の舗装率とかそういう率は出ておりますので、最終的にはそういう舗装率とか側溝率というような形はやっております。

○野下委員 何でお聞きするかというと、各区によっても要件がたくさんあったりとか、要望が多ければそれだけお金がかかるんでしょうけれども、大体区でどれぐらいの案件に対してどれぐらいの達成ができたかというのを、ある程度、私は統計的に何件中何件とかいうのぐらい出ると思うんですよ。

各区のほうに、年に何回か知りませんが、何か通知をされますよね。そういうのを拾っていけば、ある程度の達成件数というのかね、率が出てくる

と思うんで、その辺ちょっとこれからの課題でお願いできたらなと思いますけど、いかがですか。

○土木課長 非常に難しいところがあるものですから、今後それも踏まえまして検討しながら、地元への報告の際にその辺も注意してできればと思いますので、検討します。

○野下委員 よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑もないようでありますので、続いてまちづくり課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○まちづくり課長 都市整備部まちづくり課所管の一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の90ページ上段に、第2表の継続費補正を、議案書91ページ、第4表の地方債補正に街路改良事業、雨水対策施設整備事業、道路改良事業、鉄道高架化整備事業を掲げております。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

ページをはねていただきまして、94ページ、95ページ中段の13款2項3目1節都市計画費補助金に139万2,000円の補正減を、その下、13款4項4目4節都市計画費交付金に1億5,488万5,000円の補正増をお願いするものでございます。

ページをはねていただきまして、98ページ、99ページの、20款1項3目1節都市計画債に1億4,170万円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

ページをはねていただきまして、114ページ、115ページ中段の8款4項1目市街地整備費は、7億8,062万4,000円の補正増及び財源更正をお願いするもので、116ページ、117ページ下段まででございます。内容につきましては、それぞれ右側説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、補正予算説明資料の7ページから9ページに位置図を掲げております。

補足して説明することはありません。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○古池委員　116ページ、117ページの一番下の布袋駅東複合公共施設についてと、それから説明資料の9ページですね。これも用地取得事業の位置図になっております。この件につきましては、先般、東議員が議案質疑をされたと思いますが、まだちょっとわからないところがありますので、お聞きしたいと思います。

まず、この予算ですけど、公有地購入費3億8,459万8,000円、面積は4,080.73平方メートルということですが、これが、平方メートル当たり直しますと9万4,000円ぐらいの値段になるかと思いますが、いつの時点だったか、5月の全協のときだったかと思いますが、平方メートル7万円という数字をちょっと記憶しておるんですが、この数字というのはどういう数字であったかということ。いわゆる平方メートル当たりの価格が上がっておるわけですけど、この間の東さんの質問の中では道路用地のほう、図面の道路用地、市道東部第280号線の値段じゃないかなというふうには思うんですが、その辺のところをちょっと教えていただきたいと思います。

○まちづくり課長　以前、道路用地なんかで交通結節点の用地取得だとか物件補償を実施して、画地の条件ですとか大規模な工場が取り壊されまして、土地の状況が大きく変わってまいりましたから、改めて土地鑑定や土地移譲を実施して価格を新しく決めたところであります。

また、ここは市街化区域の編入も予定されておりましたので、そういった土地鑑定の鑑定書によりますと、道路整備だとか市街化区域編入の予定という将来動向を価格形成要因として土地鑑定評価を行った結果でございます。

○古池委員　評価が上がったということですか。

○まちづくり課長　はい、そうです。

○古池委員　そうしますと、例えばここへ市が土地を買って建物を建てる。建てるのはPFIですか、そういう形でやるわけですけど、この土地の値段が上がると、当然今の賃料のほうにもはね返ってくると思うんですが、その

辺のところを、やっぱり賃料が上がってくるといわゆる出店というか、一般の公募もされるわけですけど、賃料が上がって入店に対して大変厳しくなると思うんですが、その辺のところは非常に、本来なら安く土地を手に入れて安く貸すと。そうしますと出店する人の経営もよくなるというふうに思うわけですけど、その辺のところをどういうふうに考えてみえるかと思うんですが。

○まちづくり課長　土地価格は私どもで決定をいたしますけれども、そういった全体的な計算につきましては秘書政策課のほうで担当しておりますので、申しわけありませんが、ちょっと私のほうでは答弁できません。済みません。

○古池委員　わかりました。

何にしても、そういうふうがいいテナントといいますか、一般のテナントを入れることに対しては条件をよくしないといいテナントが入ってこないというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長　ほかに質疑はありますか。

○野下委員　117ページの布袋駅東複合公共施設ですけど、今回土地の11筆について出ておりますが、最初の説明のときに11筆でおおむね地権者から了承をいただいているとお話がありましたけど、おおむねというのがアバウトなので、例えば11筆あって何筆ぐらいが了承を得ているとか、そういうおおむねというのはどういうことを含んでいるかをちょっとお聞きしたいと思います。

○まちづくり課長　駅東の用地は9,000平方メートルほどあるんですけども、その中でおおむね御理解をいただいた方について、今回予算を上げさせていただきました。

○野下委員　ということは、11筆の地権者のところは了承を得ているということによかったんですか。

9,000平方メートルの中のおおむねという意味なのか、11筆の中のおおむねなのか、その辺はどうなっていますか。

○まちづくり課長　11筆の権利者については、おおむね御理解をいただいたということでございます。

○野下委員　了承を得たということの認識でよろしいんですか。

まだ、これからちょっと細部を見ていかなくちやいけないということなんですか。

○まちづくり課長　今回の議決を受けまして、本格的な用地交渉を進めてまいりますので、いわゆる、おおむねその施設に対する建設について理解をいただいたということでございます。大丈夫ということで。

○野下委員　当然、これは公共施設をつくるためには用地を取得していかなくちやいけませんけれども、今は4,000平方メートルですよ。9,000平方メートルあって、東議員も議案質疑でされたと思うんですけど、ここの開発と、それからあと駅東の広場の整備と、それから駅の逆側の西の、今回は出ていませんけど、整備と鉄道高架と、これだけ重なってくると思うんですけども、この東の公共施設というものは、駅東の広場の整備と同時にやるのか、それともどっちが先にやるのかというのをちょっと確認しておきたいんですけど。

○まちづくり課長　今、鉄道高架事業が平成31年度の終わりを目指しているということで、駅東と駅前広場につきましては平成30年度にやりたいと思っております。

それで、複合公共施設自体はまだ今いろいろと秘書政策課のほうでやっておりますので、ちょっとまだ私のほうで申し上げることはできません。

○野下委員　そういうことですね、わかりました。

まだこれから詳細ということでもありますので、いつから開始ができるかというのがあるわけですよ。当初の予定ですと、大体平成30年度ぐらいという予定であったと思うんですけども、まず駅東のほうは平成30年度は確定しているということになってきて、今度こっちのほうをやらなくちやいけませんけど、土地の確保というのがまだ残っているわけですけど、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。しっかりとできる状況なんでしょうか。

やっていかないと話になりませんね、どうですか。

○まちづくり課長　このたび平成29年度補正で上げさせていただきまされたけれども、やはり残りの土地につきましても、平成30年度、早い時期に買収をしていきたいと思っております。

○野下委員　　しっかりと、まずお願いしたいと思いますので、また議会に多分出てくるといいますから、よろしく願いしておきます。

○掛布委員　　今の続きでわからないところをお尋ねしたいんですけども、まず9,000平方メートルの、今回は11筆なんですけど、残りは何筆で、地権者は何人いるんでしょうか。残っている部分について。

○まちづくり課長　　筆数は17筆ございまして、権利者は6名です。

○掛布委員　　先ほどの、野下議員のおおむねというのなんですけれども、その17筆、地権者6名のうち、現時点で市に売却するというふうに同意がとれていない地権者は何名、何筆あるんでしょうか。

○まちづくり課長　　全権利者に一応複合公共施設について説明を申し上げまして、事業そのものについて反対する人はいませんでした。

ただ、すぐを買収となりますと、やっぱり私ども予算の関係もありますし、地権者の御意向もありますので、とりあえずおおむね合意をいただいた方について今回上げさせていただきましたが、今後も交渉を続けて、残りの方についても買収に御協力いただけるよう進めていきたいと思っております。

○掛布委員　　ということは、はっきりおっしゃらないですけども、現時点で17筆のうちの何筆かについては、まだこれから売ってくださいという同意を取りつける交渉を続けなければ、すぐに予算をつけて今回のような土地を購入するということになっていかないという意味ですよね。それはどうしてなんですか。地権者はなぜ売らないと言っているんでしょうか。

○まちづくり課長　　個人的な御事情については説明できませんけれども、この外周の道路について今買収をお願いしている方もございますので、道路についてまず買収をお願いした後に、この民有地についてもお願いしていきなさいいけないと思っておりますので、段階的にそういった方については交渉をしていくということでございます。

○掛布委員　　なかなか言いづらいような感じはするんですけども、やっぱりとても大事なことを議会として突きつけられていて、9,000平方メートルを一括して江南市が買うというもとで全ての計画が動いていて、県に対する市街化編入の申請も平成30年度末までにやっていかないといけないという、秋を過ぎた9月の時期に、まだその9,000平方メートルのうちの何%かが即

買収できない状態にあって、予算が既にもう4,000平方メートル分出てきているというので、じゃあこれはどうなるんだろう、残りとは。

もし買収できなかつたら、もう先に進行している計画というのは全部御破算になっちゃうのか、それとも別の形で継続できるのか、そういったことまできちんと議会としてわからないと、これを認めていいのか悪いのか判断できないと思うんですね。

だから、もうちょっと現時点、要するに計画には賛成だけど、即売却というのはなかなか難しい地権者もいて、これから先も同意取りつけの努力はしないとイケないと言われてはいるんですけど、それは何名の地権者で何筆あるんでしょうか。

○まちづくり課長 現時点ではまだ予算がついていない段階ですので、以前も複合公共施設について説明したところ、特段、強烈に反対する方はいませんでした。どちらかという前向きに賛成といいますか、そういった御意向ですので、今後交渉を続けることによって土地は買えるものと考えております。

○掛布委員 そうすると、今、平成30年度末までに県の都市計画決定を受けないとイケないということは、いつまでに土地の購入をしないとイケないという、最後の期限というのは大体どの辺なんでしょうか。

○まちづくり課長 県の都市計画、いわゆる市街化区域の編入につきましては、買収がどうのこうのというのは特に関係がございません。

複合公共施設の建設に当たっての期限はあるかと思えますけれども、それについては秘書政策課のほうで把握しておりますので、詳しい時期については今検討中というふうに聞いておりますので、よろしくお願いたします。

○掛布委員 済みません、しつこく申し上げて申しわけないんですけど、要するにコンサルがつくっている計画で、いわゆる業者の募集の前の実施方針というのを議会にもかけて了承してもらって、公表していかないといけないんですね。実施方針を公表する前には、少なくとも全部買収できたという結果を持たないと、まだこれから買収できるのかどうなのかわからないですという段階で実施方針の公表というのはできないですね。

後ろから追っていくと、実施方針の公表というのは少なくとも今年度、こ

としの冬、11月、12月ぐらいには実施方針の公表をしないといけないんですね、後ろから追っていくと。そうしたら、もう今の段階で買収は確約できていなければ到底間に合わないスケジュールにもう行っていると思うんですよ。だから、もうちょっとちゃんとどういうことなのかというのをきちんと議会が判断できるだけ答弁していただかないと、ちょっと判断に皆さん困ると思うんですよ。否決するかとかね。でも、可決したってすぐに予算を執行してもらったら困ると思うんですね、このままで。中途半端に半分だけ買収して、残りはわからないって、事業がそこでとまっちゃってどうするんだということになっちゃいますので。

だから、その実施方針の公表が11月、12月、もう2カ月、3カ月先ですよ。だとしたら、その売却オーケーという了承の取りつけはいつまでにやらないといけない、それまでにはやっておかないといけないということですよ。

○まちづくり課長　　今回、予算以外の方につきましても今後交渉を続けてまいりますので、実施方針にどうしても地権者の同意書がなければいけないとか、そこまではちょっと私も聞いておりませんので、なるだけ私どもも早目に同意を取りつけるよう頑張っていきたいと思っています。

○掛布委員　　要するに、先ほど古池議員もおっしゃったんですけれども、用地の値段がこれだけ、当初平方メートル当たり7万円といたのが9万4,000円、3割も瞬く間に上がってしまっただけで、本当に6億円ぐらいで買える予定だったのが9億円以上も必要になってしまう。それで事業を組んでいくといった場合には、もうまるきし事業の採算そのものにもむちゃくちゃ影響しますよね。公共施設をどれだけ面積をとるかから、もう全部影響しますよね、後の採算について。

だから、本当に実施方針をつくる大前提として用地が幾らで買収できるのかという、それに対して市が幾らで要するに土地を貸す、賃貸借料を幾らまでで設定するかということに響いてくるわけですから、そこを曖昧にして、こんな先行き超不安な予算はちょっと認められないと、ほかの方は知りませんが、私は思うんですけどね。

○委員長　　暫時休憩します。

午前10時10分 休 憩

午前10時30分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長 答弁をさせていただきます。

おおむね了承を得た今回の4,080平方メートルの方につきましては、今回、この計画が持ち上がったことで早速意向確認に参りましたところ、この方々につきましては売却の意思が既におおむね固まってみえた方で、つきましては、それは当然江南市というわけではありませんが、土地売却の意思がおおむね固まってみえた方でございます。しかも、その上に移転補償等の物件がなかったことから、江南市への売却をお願いしているところでございます。

どの事業におきましても、事業着手したと同時に全ての了承が得られている事業などございません。事業を進めるに当たって用地交渉、まちづくり課の業務がそこに発生する中で、今回の4,080平方メートルの地権者の方にもこれから金額等の折り合い等の交渉を進めてまいります。現実、金額提示はしておりませんので、そういった意味でおおむねでございます。

残る5,000平方メートル近い土地につきましても、地権者全てに協議を始めさせていただきます。先ほど課長が申し上げましたとおり、この事業への了解はいただいております。

先ほど、掛布委員からありました市街化編入につきましては、当然土地を市が所有するか否かというのは市街化編入の条件ではございませんが、そこへ何を建てていこうという計画自体は市街化編入の条件でございます。それをいつまでというのは余り条件ではありませんが、計画自体には条件になってまいります。

そうした中で、きょう現在、先ほども申し上げたとおり、この計画についての御理解はいただいているものの、売却についてはいろいろ資産の管理上の問題が各地権者の皆さんにございます。加えて、先ほど6名と申し上げた残る地権者17筆6名の地権者のうち、4名の方には地上物件の補償物件がございますので、今後それをまず調査をしていく必要がございます。その補償費と合わせて土地の購入を当然お願いしていく中で、そちらの金額は固まっておりますので、実際の交渉は今できない状態でありますから、これにつ

きましては議案質疑でも答弁させていただいたとおり、必要な時期に、事と次第によれば補正予算も考えながら、まず補償物件の調査をさせていただきたい。この事業は最終的に、私どもが秘書政策課の進めている計画の中で聞いているのは、できれば平成30年中に、来年度中に用地買収を終えることというふうな条件の中で進めておりますので、まだ十分に時間はあると思っています。

ただ、最後に一言、重要なお話ですのでさせていただきますが、了承は得ているものの、売却には応じがたいという方も複数見えまして、そういった場合は、じゃあどうして計画を了承できるかという、貸すという、江南市からいいますと、借地という条件でこれを実施していくと。これについては、その条件を含めて計画についての了解を得ているという状況でございます。ただ、借地は私どもの目標ではございませんので、まちづくり課といたしましては平成30年度中での購入に向け、今後も事務は進めてまいりますと。

ただ、掛布委員がおっしゃったように、今後、先ほど12月とおっしゃったようですが、申しわけありません、担当業務じゃないので、募集の公表をしていくと、4月には。3カ月おくらせておりますので、その中には一定の表現がされてくる必要があるかとも思います。申しわけありません、そこは担当ではございませんので、ここで答弁させていただくのは控えさせていただきます。

そういったような、借地になった場合でもこの事業は可能というふうに、今、秘書政策課のほうの計画が進められておりますので、掛布委員がおっしゃった半分買ったところで頓挫するというような計画では進めてはおりません。以上でございます。

○掛布委員　借地かどうかという前に、まず買えるかどうかという話の続きなんですけれども、まず市道東部第280号線にかかっている部分の物件調査を、今回それは物件調査をして用地は取得するんだけど、それ以外で補償物件がある地権者について、まず物件調査をしてから土地の購入の話になっていくということになると、順調に行ったとしても平成29年度中はとても用地の購入までは無理なスケジュールですよ。

さらに、同じ地権者が多分布袋駅線の道路用地も同じようにかかっている

と思うんです。それで、布袋駅線のほうも同時に工事が進んでいくスケジュールになっていると思うんですけれども、そちらの用地の買収、そのための物件補償の調査、そっちもまだ何も手がついていないですよ。

○まちづくり課長 布袋駅線の用地につきましては今年度を買うというふうに聞いていますので、もう既に補償については決まっております、その内容を含めて用地交渉をしているという状況です。

○掛布委員 布袋駅線は、もう今年度を買うことになっているんですか。

○まちづくり課長 はい、そうです。

○掛布委員 さっき、最悪の場合、市に貸すということになるかもしれないという、それでも事業は継続できるかもしれない。用地の購入がずっと売却に応じていただけたとしても、非常におくれていくし、非常に難しいようなこともあるので、最悪の場合、市に貸していただいて、さらにそれを市が事業者へ貸す又貸し状態になってでも事業は継続できるので、今回半分だけ買収しても残りの半分は又貸しで行けるということなんですけれども、ただそういう場合に、幾らで事業者へ賃借料をとって貸すかという、その値段というのは、やっぱりその時々土地の評価額に応じて、評価額の高い土地を業者に貸し出すということになれば、当然そんなただ同然の調整区域だった平方メートル当たり7万円の時代の値段、要するにVFMを計算した時点の評価額のときの賃料設定じゃない値段に変えていかないと、江南市はまるきし業者の事業展開のための奉仕作業をやっているようなものになってしまいますので、やっぱりどこかの市も3年ごとに評価額が上がっていけば当然貸し出す賃料も設定を変えていかないといけないと、そこまで読んでVFMの計算をして、業者として参入可能かどうかということを経営条件につけて……。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長 ここで審議する内容じゃありません、それ。

○掛布委員 秘書政策課でやらなければならないんですね。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長 当然、我々もそういう情報は流していますので、10万3,000円で標準地というのも。ここでそれを熱く語っていただいても、我々は全く答弁する用意がありませんので。

○掛布委員 ですけども、やっぱり今購入する場合、その予算でいいかど

うかという、今それを認めて後、事業を継続していけるかどうかというのは判断しないと議決できませんよね。

そのVFM12%という根拠になっている土地の賃借料で計算して、30年その値段で貸したら一体幾ら入るかといったら、土地の購入費の半分も取り返せないですよ。30年貸し続けてですよ。本当に、江南市が公共施設をつくるだけ以外のいわゆる5倍、6倍の土地を余分買って、ただ同然に業者に貸し出すということになってしまし、又貸しするにしても本当に安い値段で、逆に業者からもらう賃料よりも市がさらに上乗せをして地主さんに貸してもらってお金を払わないといけないようなことに。そうでないと、事業が成り立たないおそれもあると思うんですけど、そんなことは、都市整備部としては知らんということなんですかね。

○委員長 値段が高いということで。それで、市街化調整区域ですよ、今は。市街化調整区域で10万円も出すような調整区域というのはあるんですか。

市街化ならいいですよ、今まで税金を払っておるし、これでいろいろね。そこら辺の考え方をちょっと説明を。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長 同じ質問であります、私どもは適正な土地鑑定に基づいて標準地10万3,000円という鑑定書を今手に入れております。それに基づいて、各画地を比準という形で、各画地ごとに積み上げたのが今回の3億何がしというお金でありまして、結果、割ると9万4,000円、標準地というのはあくまでも標準地の価格でございます。

当然これで全ての金額を今試算できますので、全部買ったときの。全部買ったとき、あるいは当然購入価格が変わる、購入価格が7万円と9万円では借地料も変わってまいります。そういったことも含めて、当然内部同士の事務でありますから、秘書政策課とは、私ども今回予算を上げるに当たって、この予算で事業が成立しなければこの予算は上げられませんので、こういった打ち合わせは既にできております。標準地を10万3,000円と置いて、その金額から全てを算出した金額、これを全部取得した場合の話ですが、それですまず成り立つと。あるいは、例えば半分が借地に変わった場合の借地料を設定して、残り半分は我々が購入するわけですが、そういうシミュレーションの中でこの事業が成立するかということも既に試算はできております。内部

的に試算ができていない予算は上げられませんので。

ただ、そのVFMの数字がどういうふうに変わっていくというのは、私どもはちょっとここで説明できませんので、御心配いただいております、若干悪くなるということもあるのかもしれませんが、ところが、VFMは出ることが大事なわけですし、大きい小さいか、それは大きいにこしたことはありませんが、マイナスにならないということが大事なわけで、それはもう成立しているということでもありますので、この内容につきましては、先ほどから何度も申し上げておりますように、私どもは詳細について説明はできません。

それから、今委員長のほうからもありましたように、7万円が10万円だという、あくまでも標準地の話ですが、平成26年当時に購入した場合の標準地価格が6万5,900円、これは議案質疑でもお答えしました。平成28年度交通結節点では6万7,500円、平成29年の県が買いました布袋駅線では7万4,000円、1年ごとにどんどん上がっていると。そこへ持ってきまして、今回、このころは調整区域です。いつまでたっても調整区域という条件のもとで土地鑑定がされましたが……。

○委員長　　今も調整区域でしょう。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長　　いや、2年後に市街化編入するという、江南市が意思を確定した以上、土地鑑定の規定の中でそういったことを加味すると、もっと簡単に申し上げますと、道路がなかったときと、今ありますから、9,000平方メートルは4周道路がある敷地です。このころは4周道路がない時代です。

我々が買収し、工事を仕上げることで4周の太い道路ができる。太い道路ができることで地価は上がりますので、これは必然でございます。

○委員長　　だから、用地を買っておいてから道路をつくれば、別に安い値段のままで買えるということでしょう。そういう発想はないの。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長　　4年前に戻って買えません、土地は。

○古池委員　　この程度にしたらどうですか。

○掛布委員　　VFMが悪くなるのは当然なんですけど、ただそれは土地を江

南市が貸す、又貸しにしる貸すということで事業を計算しているわけで、その土地を大枚はたいて江南市が買う、あるいは江南市が借地料を5,000平方メートル分の地主さんに払っていかないといけないという、いわゆる債務負担を負うい込むということは、VFMには全く計算されていませんから、このPFIでやることによって江南市の財政負担が軽減するどころか全く軽減しないということは、私は、関係ないと思うんですけど、言えると思うんです。

それと、補正予算のもう一個前のやつに戻っていきたいんですけども、まず布袋駅東の広場の用地の中に、雨水貯留施設を入れる予算が、交付金がふえたのでやっていくということなんですけど、本会議の質疑の中で、今ここには鉄高をやっているJV数社の資材置き場、バックヤードになっているから、それをどけてもらわないと貯留施設の工事ができないということなんですけれども、駅前広場の工事を今年度補正予算でつけちゃうと、幾ら何でも30年度末までには繰越明許してもやり遂げるためには、本当に今すぐどけてもらわないとできないわけなんですけれども、どける場所はあるかという問題で。

今現在、この駅広場用地は江南市のものなんですけど、JVから資材置き場として使うための賃借料というのはもらっているんですか。

- まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 鉄道高架の事業を進めるに当たりまして、名鉄、江南市、愛知県、こちらの土地がお互いに必要な場合は無料で貸すということで、鉄道高架を進めるに当たって覚書を締結した内容に含まれておりますので、現在、駅東の駅前広場用地として買収させていただいております用地の一部を、高架の業者が工事のヤードとして使っております。無償で使っております。
- 掛布委員 そうすると、それは交渉によってどこかにどけていくという、要するに鉄道高架の事業は終わりませんから、その貯留施設を入れようという平成30年度末までに。平成31年度まで引っ張っていきますから、その業者のいわゆるバックヤードがない状態ではJVとしても工事が進められないし、ここじゃないどこかに移せるのかというところも、本当にこの貯留施設がここに平成30年度末までに設置できるのかというそもそもの疑問が、この予算

を見て湧いてきているんですけど、これはできるんですか。できるから予算を上げておるんですね。

○まちづくり課長 今後、鉄道高架事業者と調整を今もしていますけれども、さらに今回このような予算を上げていますので、調整をまた深めていきたいと思っています。

○掛布委員 何でも調整なんですけど、今回1,630立方メートルの工事費なんですけど、これの設計予算というのはもう大分前に上がっているんでしょうか。どんな内容の雨水貯留槽になるんでしょうか。

○まちづくり課長 設計予算については、平成27年度予算で設計委託をしております。

○掛布委員 1,630立方メートルというのは貯留施設としては、古知野高校は7,000立方メートルを目指していましたから、それに比べれば値段の割には大した貯留量ではないし、市民の方からの、布袋の駅東の方からの長年の浸水被害を軽減する要望だということで、私もそんなに疑問は抱かなかったんですけど、たまたまいろんな江南市の第3次の総合治水計画をばらばら見ていましたら、全然ここに貯留施設を入れるというのは治水計画の中に入っていないんですね。重点地域にもなっていないんですよ、被害軽減の。

だから、古知野高校の辺はすごい困っていて、古知野中学も要るとかかって本当に深刻なのに、治水計画にも入っていない、浸水被害として重点的に解消するというのも入っていないのに、今こんな無理してやる必要があるのかなと思って。

それで、その治水計画を見ていましたら、この地域は青木川の一宮市境の今つくっているでっかい調整池ができますね。あれができれば被害は軽減すると書いてあるんですね。それでも貯留施設を入れる必要はないと私は思うんですけど、どうなんですか。今ごろそんなことを言っていたらいかんですか。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長 治水計画、ないからやるんです。治水計画は策定した段階で必要な総量をはじいていますが、あの段階ではない計画ですから、大きい道路ができて市街地化させていくと、治水計画にないものであるからゆえに、余計にこの分に対する浸水対策をしなければ

ばならない。これを両方一緒にされると話が全く違うものです。

簡単に言うと、大きなショッピングセンターをつくっていただくと、どんな大きいのをつくってもそれは治水計画にはうたっていません、ないですから。ないものをつくった方はその自分の責任を果たしていただく。この事業も、今回やっていく基盤整備に必要なものは治水計画とは別にその当事者が対応していくというものです。

○掛布委員　それはそれで説明にはなっているんですけど、この排水路で布袋駅線のほうから排水路がぐっと伸びて、今回の予算で出ていますよね。説明資料の8ページのところに、布袋駅線のところを起点として東部425号線にぶち当たるまで排水路整備と、141メートル。それで、駅東のつくるであろう貯留施設からぐっと南へ延びて行って、くくっと曲がって雨水幹線のほうに接続するというルートがあるんだけど、その途中の東部425号線の部分の排水路というのは、どうなるんですか。

○まちづくり課長　既に、平成28年度予算の補正予算で整備を終えております。

○掛布委員　そうですか、済みません。失礼しました。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　委員外議員の発言を認めます。

○森議員　先ほどの、布袋駅東複合公共施設整備の用地取得でありますけれども、部長から今、重大な発言があって、買えなかったら借地でいくということが今述べられたんですけれども、そんなことは、この間我々全員協議会でいろいろこの問題についての説明を受けてきましたけど、一度もそんなことは聞いていないですよ。

当然、9,000平方メートルを買って、そしてそこに事業をやると。いいか悪いかは別として、そういう方針を聞いてきた。ところが、いろいろ追求されてくると、売ってもらえなかったら借地というようなことで、そうすると、掛布さんが言っていましたけれども、物すごい大きな方針転換で、どれだけのこれによってリスクが出てくるのかとか、そんなことも全然わからないまま、ここの議論は買うか買わないかと、それだけの議論であって、リスクど

うのこうのというのは秘書政策課のほうなのでできませんという答えで終わっちゃっているわけ。だけど、そこをきちんと明確にしてやらなければ、予算を通していかどうかというのは重大な問題なんですよね。だから、その辺のところについてもはっきりさせていく必要があるし、その問題について何らかのきちんとした方向づけを出しておいてもらわないといかんのじゃないかなと。

だから、さっき市長に来てもらってって言いましたけど、その辺のところを本当に明確にしておかないと、いざ交渉して進めていきました、できませんでした、売ってもらえませんでした、こんな話はないですよ。これは本当に重大な問題だから、きちんと市長にいただかないといけないと思います。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長　　VFMを盛んに議論されませんが、私も直接担当ではありませんが、あれはたればの数字でありまして、例えばマンションなら、例えば病院なら、例えば学校ならという数字であります。どれになっても、少なくともプラスに回るという説明を今しているところでございます。

それで、何度も申し上げますが、買わないとは一度も申し上げておりません。買うために来年度、今後も予算化をしていきますが、万が一買えなかったときに、先ほど掛布委員がおっしゃったとおり、ここの半分買ったのが無駄になっちゃうんじゃないかというこのリスク補填といたしまして、仮に借りた場合であっても、このVFMというか、PFIとしての事業が成り立つ試算が既にできているということでございます。

借りるのを前提で進めるわけではありません。ただ、万が一の計算は既にできているということでございます。

○掛布委員　　今ここで担当じゃないという都市整備部長が、秘書政策課のかわりに万が一でもVFMの試算ができているとおっしゃっても、やっぱりきちんと全体的に何がどう変わるのか、本当に又貸し状態で事業が成立するかというのを、担当じゃない都市整備部の説明じゃなくて担当からきちんと説明してもらわないと、本当にこれがいいのかどうかというのが厳しいと思うんです。判断できないと思いますけど。

委員長の判断で。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長　　ちょっと担当の答弁のほうを最初に。

○委員長　　それじゃあ、担当の片野室長、お願いいたします。

○市長政策室長　　今、いろいろとお話をお聞きしておりました。いろいろ御心配をおかけしておりますけれども、まずこういった事業はなかなか100%の担保をとってということは難しゅうございますので、いろいろなリスクも検討しながら進めさせていただいております。

まず一つは、昨日も総務委員会で御質問をいただきましたけれども、いろんな事業の手法として一部借地が入っても事業が成立するというようなことで、今回の事業については全て江南市が土地を取得していなくても、一部借地が入っても事業は成立すると。これは一般論でございますけれども、そういったところで御答弁をさせていただいております。

それから、今、委員外議員の方のほうからそういったところについて今までお知らせがないというようなお話がございましたけれども、それも今ずっと都市整備部のほうが日々一生懸命そういったところに当たっております、3カ月前にこういう状態がわかっておったかという、わかっておりませんでした。いろいろと積み重ねがあった中でわかってまいりましたので、当然、次の機会にはこういったことも当然全員協議会の中でお示しをする必要があるというふうに思っておりますので、そこはちょっと、スケジュール的には御容赦をいただきたいというふうに思っています。これが3カ月前からこういうことがわかっておったということじゃないものですから、担当のほうの日々本当に一生懸命地権者の方へ歩いていただいて、お盆を返上とする形で歩いていただいた結果が今わかってきたということでございますので、ちょっとそこのところはお許しをいただきたいと思います。

それからもう一点、VFMのところでございますけれども、VFMの計算につきましては、先ほど市街化区域の単価云々というところの御議論がございましたが、既に基本計画の中では市街化編入をするというのが前提でございまして、今回の事業は市街化区域に編入をしないと、こういった複合化のPPPの事業は成立しませんので、前提としてあのあたりの標準地を駅の西側の、既に市街化区域のところの標準地でもってVFMは計算をしてござい

ます。ただ、当然、今都市整備部長も申しあげましたけれども、年々単価が上がっておりますので、実際にはそのVFMを計算したときよりも実際の地価というのは上がっておりますので、若干そこのところのVFMの差は出てくるかと思えますけれども、それが先ほど都市整備部長も申しあげておりましたように、今例えば12%というような数値がマイナスに入っていくというような変化はないということでコンサルからは確認しておりますので、既にVFMで計算するときの単価につきましては、市街化区域並みということの表現にとどめさせていただきますが、それで計算をいたしておりますので、VFMの数値が大きく変わることがないという検証もいたしておりますので、そういった中で、先ほど来、都市整備部長がお話しさせていただきましたような方向性の中で進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長　この辺でよろしいですか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、これをもちまして質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時05分　休　憩

午前11時05分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

では、議案第43号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○掛布委員　委員長、済みません、ちょっと発言をしたいんですけども、今、委員会としては可決されたんですけども、やはりいろんな面で不安要素が多いということで、やはりただただオーケーだというような可決ではないという、皆さん不安要素も新たにわかってきたので、やっぱり委員長報告なり何かの形で、市当局としてこれこれこういうことに努めていただきたいというような一言を申し添えるという、附帯決議というのもありますけれど

も、そういったものをきちんと申し添えたほうが私はいいのではないかと。

ただ無条件のよし賛成、もろ手を挙げての賛成ではないというようなことをきちんと意思表示はしておいたほうがいいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○委員長　　今の、掛布委員からの要望がありますが、いかがでしょうか。

○野下委員　　私が最初に聞いたかった点がありまして、それについてはいろんな質疑の中でわかってきたんですよね。そういうこれから事業を行うことについての土地の購入と借地ということも考え、万が一のときはということで事業を進めていくという事業の方針というのがきょう初めて具体的にはわかったんですけれども、ここの場としては説明していただいているので、掛布委員さんがどういうところを言われるのかというのはちょっと具体的にはわかりませんが、そこは別に要らないかもわからないかなと思います。

個人の意見で。掛布さんがどういうところを言いたいかだけ、ちょっと聞いてもらったほうがいいのかもわかりません。

○掛布委員　　やはり、初めて残りの5,000平方メートルの買収の見通しがなかなか厳しいということがわかって、万一、売却に応じてもらえなければ又貸しの方法でも事業展開をするという全く新しい試算までやっているということがわかった時点で、やっぱりこのまま、今までの説明でもって進んできた用地の買収の予算じゃないという、全く条件が違うということをもっときちんと説明をし、事業の今後の展開について厳しく見ていかなければいけないという、私はそういう点を言っていきたいです。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長　　今、審査いただいた内容については、室長から市長のほうへありのままに伝えております、今。

という中で、なかなかこれは、あの事業ということでこの委員会の報告をつくるのはと思いますが、一度、私どもも市長と相談していただいて、委員長とも相談させていただいて、事業が成立するかどうかということが、この土地を購入する予算を議決できるかできないかに大きくかかわっているということでございますので。申し上げましたから、委員会の中でも、借地を含めてというようなことも。もちろん全力で来年度中の購入に向けて、間違いなく購入の予算は上げさせていただくつもりです、交渉は続けていくつもり

ですので、柱はそういった報告をさせていただきますが、その中には、万が一という言葉が適切かどうかはちょっと置きまして、借地等のというような言葉も入れまして、それであっても事業の成立というような言葉も踏まえまして、委員会の報告をさせていただくようにいたしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

当然、当局として委員長と相談の上、事業の成立ということが、どう転んでもという言葉は不適切ですけれども、というようなことがないと、確かに今回の一部購入が認めがたいとおっしゃってみえることはよく理解しているつもりです。

その辺が委員長報告の中でさせてもらえるような表現について、当局と委員長さんも含めて検討させていただきますので、お願いできないでしょうか。

○掛布委員 先ほど来、すごい違和感を持って聞いているんですけど、委員長報告というのは委員長がつくるものであって、当局がつくるものではないので。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長 相談させていただいてです。

○委員長 掛布さんの言われる趣旨もよくわかりますし、全面ではなくちょっとひっかかるところもそれはありますので、今回はこちらのほうを当局と委員長、副委員長にらせていただいで協議するという形でしたいなと思っておりますが、いかがですか。

○野下委員 委員長さんがそうやっておっしゃれば、それで委員長さんのほうで。

○古池委員 正・副にお任せしていいと思います。

○野下委員 こういう報告の中に、そういうのが組み込めていければと思いますけれども。

○委員長 じゃあ、ひとつ正・副でらせていただいで。

○掛布委員 私は反対です。

○委員長 そうということで、ひとつお願いします。

議案第46号 平成28年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち

生活産業部
都市整備部
の所管に属する歳入歳出
水道部
の所管に属する歳出

○委員長 では、続きまして議案第46号 平成28年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、生活産業部、都市整備部の所管に属する歳入歳出、水道部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、生活産業部市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○市民サービス課長 それでは、市民サービス課の決算につきまして、御説明させていただきます。

最初に歳入について説明させていただきますので、決算書の70、71ページをお願ひいたします。

中段やや下、12款1項1目1節総務管理使用料、備考欄、市民サービス課分、布袋ふれあい会館使用料及び布袋ふれあい会館目的外使用料（自動販売機）でございます。

はねていただきまして、76、77ページをお願ひいたします。

上段、12款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料、備考欄、戸籍手数料から、個人番号カード再発行手数料まででございます。

はねていただきまして、78、79ページをお願ひいたします。

下段、13款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金、備考欄、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金でございます。

はねていただきまして、80、81ページをお願ひいたします。

中段やや下、13款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金、備考欄、中長期在留者住居地届出等事務費委託金でございます。

はねていただきまして、84、85ページをお願ひいたします。

中段、14款2項1目1節総務管理費補助金、備考欄、市民サービス課分、消費者行政活性化事業費補助金でございます。

はねていただきまして、86、87ページをお願いいたします。

中段、14款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金、備考欄、人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

はねていただきまして、96、97ページをお願いいたします。

上段、19款5項2目12節雑入、備考欄、市民サービス課分、地方庁推奨事業費助成金から、有料広告掲載料まででございます。

続いて、歳出について説明させていただきますので、大きくはねていただきまして、146、147ページ上段をお願いいたします。

2款1項6目市民生活費につきましては、ここからはねていただき、150、151ページ、備考欄中段、公共交通再編事業までとなります。

次に、はねていただきまして、164、165ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、ここからはねていただきまして、168、169ページの上段、備考欄、墓地管理事業まででございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○掛布委員　決算書の167ページの中ほどのところに、通知カード・個人番号カードの社会保障・税番号制度関連事務交付金、ここでよかったですよね、市民サービス課で。

これは、個人番号カードの発行経費かなと思うんですけど、それでよろしいですか。

○市民サービス課長　発行経費、作成使用料でありましたりとか、昨年度の決算ベースで申し上げますと、当然発送、郵送料であったりとか、マイナンバーカードのコールセンターということで、問い合わせ窓口の事業等がございます。

○掛布委員　平成28年度で個人番号カードの発行枚数はどれほどだったかというのと、あと関連して2ページ前の165ページの19節負担金交付金のところに不用額が834万円もあるんですけど、済みません、成果報告書の100ペー

ジの住民基本台帳事業の事業実績のところを見ていましたら、個人番号カードの発行の枚数も教えていただきたいんですけども、それと関連して、証明のところの下から2つ目のところに、個人番号カード再交付とか、通知カードの再交付とかいうのがあって、特にびっくりしたのは通知カードの再交付が1,115件もあったという。これは、通知カードをなくしてしまって、再交付を申請された方がこんなにたくさんいらっしやったのかということなんですけど、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○市民サービス課長　最初の1点目、交付枚数につきましては、昨年度4月1日からことしの3月31日まででございますけれども、交付枚数は6,054枚でございます。

次の御質問ということで、不用額についてでございます。こちらにつきましては、平成27年度の時点で9月補正と3月補正でお願いをさせていただきまして、先ほどのカードの作成等々で平成27年度ももちろん支出をしたんですが、そのうちの差額としまして、補正額が5,187万6,000円に対して支出済額ということで2,798万円でございますので、その差額となります2,389万6,000円を繰り越しさせていただきました。

それで、平成28年度につきましては、全て繰越明許費の中から支出をしております。そうした中で、今の支出としましては2回支払いがございまして、これもJ-LISというところで、国のほうの機関から請求が参るわけですが、1回目が704万3,000円、2回目が851万2,000円ということで請求がございましたので、その差額が不用額となったものでございます。

さらに、再交付の件数ということでございます。議員がおっしゃられるとおり、再発行手数料につきましては、内訳としまして通知カードの再発行手数料が1件500円でございます。それで、1,115件。個人番号カードのほうは1件800円で11件という内訳でございまして、言われたとおり御本人さんの紛失によるもので再発行をお願いされたので手配をさせていただいたということでございます。

○掛布委員　個人番号カードとか通知カードの再発行というのは何かすごく難しく、警察に対してなくしましたという紛失届、紛失証明みたいなものを警察に発行してもらわないと再発行の手続ができないので、すぐさまなく

しましたと市役所に来て再発行されないと思うんですけど、皆さん、そういう手続を御存じの上で再発行をやっておられるんですか。

○市民サービス課長　　最初、電話等でお問い合わせがあったときなんですけれども、そういったお客様から。まず、どこでなくされたかということをお尋ねします。それで、うちの中、いわゆる家庭内ということが実はほとんど、この内訳までは持ち合わせておりませんが、うちの中で自分の過失で、確かに郵送されたりとか、いただいたことは記憶がありますけれども、うちの中でなくしたということが明らかで、御本人さんからの申告があれば、そういった警察の届け等々なく市役所の1階の窓口事務で処理というんでしょうか、受け付けをさせていただいております。

○山委員　　私も報告書を見ていまして、やっぱり自分もここに線を引いてあるんですが、何でこんなに多いのかなというのがやっぱり素朴な疑問なんですけど、全国的にはやっぱりこれぐらいの再交付がされているんですか。そういうデータというのはないんですか。何か多過ぎると思わないですか、普通にいくと。

○市民サービス課長　　全国の資料は持ち合わせておりませんが、特に昨年度ですと確定申告時であったりとか、今の時期は決算とは関係ないんですけど、国民年金だったりとか、年金受給者の方にも国のほうが番号を求めるといことがございまして、今多くの問い合わせ、昨年度は申告時だったと思います。ことしはそういったことで年金受給者の扶養等々の申告に必要だということで、その書類にどうしても書きたいというお客様がありまして、再発行であったりとか、再交付の手続をしておるものであります。

○山委員　　要するに、何かそういう、これがないと困るからということでとりに来ているんですね。わかりました。

それで、この住基台帳だとか戸籍事務に関してちょっとお尋ねしたいんですけども、先日も一般質問をさせていただきましたけれども、ここには実績として載っていないのでお尋ねしたいんですけども、これは法的な根拠はないんですけども、犯罪人名簿の管理も事実上しなきゃいけないんですけども、それについての管理の状況ですとか、そこの名簿に記載されている人数というのは、これは公表できるんでしょうか。

○市民サービス課長 犯歴の履歴というものは、戸籍に関するところに記載をするという作業をいつも、日々しております。警察からだったりとか、裁判所だったりとかの書類を見るところはありますが、実際、戸籍でございますので、当然、江南市に住民票を置いていない方もたくさんそういった方はあると思いますが、今は法律上、そういった公表等々までは実際ほかの市町からも聞いたことはございませんし、我々としてもふだん仕事をしていく中で、そういったものがあるかどうかという個別に対しての照会は見ますけれども、全体に対してのそういった統計的なものは持ち合わせておりませんので、よろしく願いいたします。

○山委員 その管理というのは、どういうふうに行われているの。取り扱える人はごくごく本当に限られた人でなければいけないと思うんですけども、それはどうなっておりましたか。

○市民サービス課長 戸籍を出すというのは当然支所でもできますし、本庁でもできるわけなんですけれども、この犯歴に関するパスワードにつきましては、今の場合は管理職ということで私と主幹しか見えないようなふうで、戸籍発行業務の中のメニューの中で確認する照会業務もあるんですけども、実際、その管理としては我々2人から、どちらかが出すように常に対応しております。

○掛布委員 成果報告書の101ページに布袋ふれあい会館の維持管理事業が書いてありまして、活動指標、実施内容の一番下のところに28年度の稼働率があって、目標値55に対して実績値が49.1ということで、これは思ったより低いのかなと思うんですけど、まだ平成28年度は無料だったんですけど、低いのではないかなと思うんですけど、どういう見解かなということと、あと布袋ふれあい会館に関しては、要するに布袋駅東複合公共施設のほうに支所の機能を移すだとか、あと追加で公共施設の面積をちょっとふやすといったときに、北山区、南山区からの要望で100人規模の集会ができるような集会室が不足しているから要するというようなことで、複合公共施設のほうにそういった部分がつけ加わって、公共部分の面積がふえたと思うんですけども、何かこれを見ると布袋ふれあい会館自体、ことしは有料になっているか、平成29年度はさらにもっと入っているんじゃないかと思うんですけど、無料

であっても半分しか稼働していないという状況を見ると、全然大丈夫じゃないかなと。不足はしていないと思うんですけど、どうなんですか。

○市民サービス課長　今の稼働率のお話が最初ありましたけれども、この事業実績でいいますところの学習施設の実習室ということで、調理台を使うお部屋がございます。こちらはこの時点でもガスの使用料ということで、ガス台につき1台幾らということは平成28年度も、130円だと思いましたがけれども、いただいている施設でして、やはりこちらの稼働率が無料の時点であってもその特殊性があることから低いゆえに、この稼働率を出すときには部屋をどれだけ占有しているかというところの見方をするので、ここが1部屋あいたとしても、例えば稼働率が高い同じ体育施設でも同じ1カウントですし、実習室があいていてもゼロはゼロという形になりますので、結果としてこういった形になっているのが主な原因ではないかなというふうに思っております。

それで、駅東のほうにつきまして、済みません、ちょっとその各地区からのお話は直接聞いていないので、市民サービス課として今考えておることは支所の移設のみについて考えておりますし、仮にその支所が移転して、布袋ふれあい会館がどうなるかわかりませんが、布袋ふれあい会館の第1、第2、第3会議室というのは移動間仕切りを動かすことによって、今、委員がおっしゃられたような100名程度の収容人数は確保できるものと思っておりますものですから、こちらのほうは残るということであれば使えるものであるというふうに現段階では考えております。

○野下委員　評価成績報告書の中で、58ページの市民の足の確保という、この表についてちょっとお尋ねしたいと思っておりますけど、市民サービス課でいいですよ。

まず最初に、成果の状況というところで2つ項目がありまして、上のほうで、ここに公共交通によって便利に暮らせていると感じる市民の割合というのがあって、目標値が33、基準値が19.5とありまして、実績値というのが横棒になっているんですけど、部長さんの御答弁ですとおおむね良好というような表現だったかな、という話があったんですけども、横棒ということはそういう調査をしていないとかいうことなんですか。

○市民サービス課長　これは、一つのこの表をつくるルールとしまして平成28年度の実績を載せなさいよということで、平成28年度はこの市民アンケートというのを実施しておりませんので載せておりませんが、参考に申し上げますと、平成25年度はその評価をしておりまして、26.9%。ことしも一応やっております、その結果が25.1%ということでございます。

○野下委員　ありがとうございます。

ですので、基準値というのがあるんでしょうけれども、それよりも多いんでしょうけど、目標値が平成29年とか平成25年はわかりませんが、多分達していないんじゃないかなと思いますので、この辺、認識をもう一回新たにしていきたいというのが一点。

それから、予約便の利用便数については、これは議会等でも予約便の利便性をもうちょっとというお話をしておりますから、改めてこの場で再度お願いしたいというのが一点と、それからその下のところ、今後の施策の展開方針というのがあって、後半の部分で名鉄バスとか大口町コミュニティバスの利用促進を図り、今後も大口町、扶桑町と協議を行うという表現があります。特に、大口町、扶桑町と協議を行うというのは、多分これはコミュニティバスの話だと思いますけれども、これというのは具体的にこういう内容で協議を行っていくとか、そういうことは、簡単に言うと何か頭にあってこういう表現になっているんでしょうか。例えば、便数をふやすとか、停留所をふやして利用しやすいとか、そういうのはあるんでしょうか。どうしてこういう表現になっているのかだけちょっと教えてください。

○市民サービス課長　大口町、扶桑町とは、この辺の周辺市町のそういった公共交通を整備するために、来月ですかね、共同で、江南市だけではなかなかうまくいかない事業なんかもありますので、国であったりとか県であったりとか、名鉄事業者さんにこの辺の自治体がまとまってお願いをしたりするときに、それは私がもちろん担当で行くわけなんですけれども、先方さんも課長さんが見えられて、その会議が2回あります。そうした中でそういった要望をまとめたりとか、バスのお話もさせていただきますし、大口町とは今の個別にバスを走らせていただいている関係で、去年までは公共交通会議に担当の部長さんがオブザーバーで入っていただいておりますし、去年の終わ

りに私も大口町のほうの公共交通会議に出させていただいたり、常にそう
いった何か具体的にやるというところまでは正直至っていないですけども、
そういう機会を通じてお話を継続しておるとというのが現状でございます。

○野下委員 わかりました。

○山委員 今回の同じところですけども、施策展開の方針のところでは地域主
体の事業ルールの検討をと書いてあるんですけども、これは多分地元の住
民だとか自治会だとかが責任を持ってバスだとかを走らせるということを検
討するというような意味合いだと思っております。これについて何か具
体的に進展があったんですか。そういう動きがあったんですかね、今までに。

○市民サービス課長 昨年ですけども、1つそういった御要望がありまし
たけれども、区長さんから1件ございました。バスを引いてほしいというお
話がありまして、お話をよくよく聞いてみますと、まだまとまっていないも
のですから、どういったコースであったりとか、そういったところまでは決
まっていませんけれども、そういった地域で特に御高齢の方から申し出があ
ったというお話が1件ございました。

ことしにつきましては、これはいろんなところでお話をしておりますけれ
ども、新たに公共交通会議の下部組織としまして検討部会というのを立ち上
げまして、そちらの中の協議事項の一つの中で地域が主体の新しい公共交通
の導入ルールであったりとか、仮にその交通を整備したときのモニタリング
手法等々についても御意見や御検討をいただいておりますし、その中で
我々が持ち得ている情報としまして、実際にそうしたところが具体的な自治
体でもう既にやっておるところもありますものですから、そういったところ
の情報提供もしながら、現在そういった、特に検討部会、市役所の職員で構
成された再編委員会の中で協議を進めている段階でございます。

○掛布委員 今回の山委員の続きみたいなものなんですけれども、昨年、北部
のほうの、具体的に言うと宮田の区長さんから、バスが走らせられないかと
いうような相談があったというのを聞いて、ああ、なるほど、宮田だけでは
なくて本当に布袋のいわゆる南の外れのほうとか、そういったところではな
かなか今のいこまいC A Rの状況ではやはり補い切れない部分があつて、区
長として何とかしなきゃということでは市に言っていかれたんだろうな

と思って、そういう区長さんの存在というのは非常に貴重だと思うわけですが、今の課長さんの御答弁を聞いていると、まだ具体的にどこを走らせるかとかまでは固まっていないからと、それは固まらないのが普通だと思います。そこまで区のほうで練り上げることができれば、もう放っておいたって動いていくと思うんですけど、まずはそういったどうしようかな、わけわからんけど、とにかく何とかしないと困っている人が多いしという素朴な状態からやっぱり支援していく体制をしないと、まずこれをやりましょうとか、説明するんだったら市の職員も一緒に出かけて行って地域の方に集まっていたら、市の職員が一緒になって説明して、どうすればこの地域にバスを走らせられるかということが出来ますよというような、そこからやっぱり手とり足とり相談していただくような体制をつくらないと、本当に難しいと思うんですね。

前に福田議員もおっしゃっていたことがあって、地域のほうで何とかせなあかんと思っているけど、難し過ぎて何ともならんとかいうのをおっしゃっていましたが、やっぱりそういう声がますます出てくると思うので、ぜひこうやって今、下部組織の中でもこういうふうに施策展開のところにも地域事業主体の検討を実施すると書いてありますので、ぜひもうちょっと形を、住民の皆さんにメニューを示せるようなところまで具体化していただきたいなと思います。

それで、もう一個ついでに、報告書の103ページのところにバス関連事業というのがあって、その決算の状況を見ると名鉄バスの補助路線だけでも年間52万人も乗っていただいているんで、すごいいっぱい乗ってもらっているなというふうに感心するんですけど、いつもいつも思う、補助路線についてはきっちりカウントをしているんですけど、補助をしないでも採算が立っていて名鉄が走らせている採算オーケー路線っていっぱいまだほかにもあると思うんですけど、その江南市内での利用人数とかは把握できないんでしょうか。

- 市民サービス課長　　現段階ではちょっと把握にまでは至ってはおりませんが、検討部会であったりとか、公共交通会議の前に、そういった名鉄バスの窓口とお話をする機会にそういったことも伝えながら、仮に出してい

ただけるとしたらどういったものが出るのかということもお願いをしていければというふうに思っております。

- 掛布委員　そのページの今後の方向性のところに、バス路線の補助金を抑制するために利用者が増加する方策を検討という、本当に補助金は出さないでいいにこしたことはないんですけども、これもいつもいつも今までも言っているんですけども、名鉄に対する改善要望が全然通っていかないですよ。

もっと名鉄がちょっと工夫してもらえれば確実に利用者がふえるのというようなことはいっぱい素人考えでも思いついて、例えばすいとぴあ江南から厚生病院を通過して江南駅のほうへ行く路線でも、目の前に村久野のアピタがあるんですけど、全く素通りして厚生病院のほうに入って行って、そのままびゅーっと江南駅に行っちゃうんですね。だから、すいとぴあ江南、草井のほうでお買い物に村久野のピアゴまで行きたい人も全然利用ができないんですよ。目の前を通り抜けていくのに、村久野のピアゴのほうにくるっとちょっと回ってそこにバス停を置いて、お買い物したらそのまま乗って帰れるようなふうには何でできないのかなと。それ一つ、ずうっと言っているのに全く改善しない。

市のほうとして、名鉄に対して市民から出てくる改善要望というものをきちんとと言う場面というか、出していく場面というのは持ってもらっているのでしょうか。

- 市民サービス課長　検討部会の中では、名鉄バス事業所の方も今お1人入っていただいて、担当者の方でございましてけれども、そうした機会もございまして、先ほどもちょっと答弁させていただきましたけれども、個別に名鉄バスの一宮営業所のほうに行ってお話をする機会はあるものでございます。

- 委員長　じゃあこの辺で、この課については終了いたします。

続いて、商工観光課についての審査ですが、暫時休憩いたします。

午前11時46分　休　憩

午後1時03分　開　議

- 委員長　では、休憩前に引き続き会議を始めます。

商工観光課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○商工観光課長 商工観光課所管の決算につきまして御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

72、73ページをお願いいたします。

72、73ページ中段の12款1項4目労働使用料、1節労働使用料でございます。

次に、86、87ページをお願いいたします。

86、87ページ下段の14款3項4目商工費委託金、1節商工費委託金でございます。

次に、92、93ページをお願いいたします。

92、93ページの下段の19款3項1目貸付金元利収入、1節貸付金元利収入でございます。

次に、96、97ページをお願いいたします。19款5項2目雑入、12節雑入、備考欄の上段にございます商工観光課所管の5項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

252、253ページをお願いいたします。

252、253ページ中段から、はねていただきまして、254、255ページ下段にかけまして、5款1項1目労働費でございます。

次に、262、263ページをお願いいたします。

262、263ページ中段から268、269ページ上段にかけまして、7款1項1目商工費でございます。

以上が商工観光課の決算でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 成果報告書の105ページのところに企業誘致等推進事業が載っているんですけども、今回、安良のほうで、今後も含めて2企業ほどが進出してもらえるとということなんですけれども、この一番下の段の今後の方向性というところに、用地提供に賛同していない地権者の土地が点在していて、

まとまった用地を確保するのに支障が出ているというようなことが書かれていまして、また別のところに、成果報告書の60ページの下の段ですけど、ここにも、一番下の段ですけど、施策展開の方針、改善方法のところに、工業団地造成が最も効果的なことから、今後は候補地及び整備の手法について検討していくというふうに書かれているんですね。何かこれまでの方向性でいろいろ言われて、これじゃあちょっとなかなかずっと企業の力になれないんじゃないかと言われていたんですけど、これでいいんだということでやってこられて、実際進出する企業も出てきたわけですけど、ちょっとやっぱりこれではだめなので、方向転換して、工業団地の造成のほうを検討していくというような、そんな方針転換をこれからやっていくよという、そういうことなんですか。

○商工観光課長 安良区域につきましては、地権者の方の意向もございまして、いろいろ地権者回りをして意向を聞くなどして、そういった状況もございまして、また既存企業の、2社ほどあるんですけども、隣接各所の意向などもございます。

また、そのほかにも住宅なんかも建っておりまして、安良区域において今後立地可能なところは、議会のほうでも通らせていただいておりますけれども、5,000平方メートルほどのところがあと2カ所ほど可能ではないかなというふうに考えております。

そうした中で、現在、芋銀さんのほかにももう一社、用地の取得が進んでいるというようなことで、今後、立地が見込めるような状況になってきております。

そういった状況で、あと残りの2カ所を早い段階で誘致ができないかなというところで、3年ぐらいをめどに、安良区域への企業誘致というのは一度そこで区切りをつけていいのではないかなというふうに考えております。

新たに工業団地の造成ということに関しましては、やはりいろいろと企業さんからのお問い合わせとか要望とかを聞くに当たりましては、やはり市がそういった工業団地をもって企業のニーズに答えていくというのが一番いいだろうというようなことで、江南市もそういった工業団地の造成というのを検討していくような段階に来たのではないかなというふうに考えておりまし

て、時期的につきましてはまだ検討というところでございますので、安良区域がある程度めどがついた段階で、次はそういった工業団地というのも市として進めていければというふうに思っております。

○掛布委員 たまたまこの前、市民と議会との意見交換会というのをこの委員会でやったときに、曾本のほうの方からいろいろ文書発言みたいな御意見があって、その中に曾本の田んぼを工業団地に潰してもらっちゃ困るみたいなことが書いてありまして、もうそんなところまで地元のほうに話がちらちら行っているのかなと思ったので、ちょっと確認したかったんですけど。

○商工観光課長 まだまだ検討の段階でございますが、当然ながら、そういった地権者の方に直接我々のほうからお話をするというようなことはありません。やはり総合計画とかそういった中で江南市の土地利用の方針を示しております。その中で、新たな工業地として戦略計画の示された曾本より拡大する形で土地利用の方針が示されておりますので、やはりそういうところを見て、曾本の区民の方はいよいよ曾本というふうに思われたんじゃないかというふうに思います。

○掛布委員 済みません。今、最後のところは語尾がちょっとよく聞き取れなかったんですけど、総合計画の中に、曾本のほうまで、工業区域というんですか、そういうのを拡大するなんていうことは入っていましたか。

○商工観光課長 土地利用の方針の江南市の市域の図面がございますが、その中で示されております。

○掛布委員 それは新しい計画ですね。

○商工観光課長 そうでございます。

○野下委員 雇用関係でちょっとお尋ねします。

こちらの成果報告書の64ページのところに、労働環境の整備というのがあるって、職業紹介と、それから実績が載っておりますけど、その下のほうに、若者の就業についてということで、若年者の就業機会を確保していくというのが書いてありますね、今後の施策展開の方針の中に。

今は一宮の若者サポートステーションと連携をしてと書いてありますけれども、以前、江南駅のところに、若者の就労のNPOさんだったのかな、そこが来てもらっておって、いつか、1年ぐらいでしたかね、何年間ぐらい

そこでやっていただいて、そして若者の方がそこに相談に行って、いろんな支援をしてもらったり、工場見学だとかしてもらっていたんですけども、もう撤退されちゃったんでしょうけれども、江南市で再度そういう若者の関係の就労支援を行うような、NPOになるのかわかりませんが、そういうサポートステーションみたいなものをもう一回呼ぶことはできないんでしょうか。今だといろんなところに設けて、そこに行ってもらう形で、遠方だったりとかありますけど、そういう動きというのはできないものなんでしょうか。

○商工観光課長　　以前、おっしゃられたように、駅前のほうで若者就労支援のそういったところを開設いたしました。

当初はそのNPOの団体も自主財源を何とか確保して、継続的に運営できないかというようにところで考えておったんですけども、やはりなかなかそういった部分というのが見出せなかったということで、撤退ということになってしまいました。

今、一宮のサポートステーションは国のほうの事業で運営しておりますので、やはりそういった財源というのがしっかり確保できた中でなされております。ですので、しっかりと国のほうでもそういった財源が確保される担保があれば、そういった新たにということもひょっとしたらあるかもしれませんが、現状はなかなか厳しいかなというふうには思っております。

今、一宮のサポートステーションの運営団体のほうが、毎月、江南市の西分庁舎のほうで、若者へのそういった就職の相談というか、支援ということでやっていただいておりますし、あと今年度から、同じ団体なんですけど、すいとぴあ江南のほうで、奇数月になりますけれども、いわゆる職業適性診断的なことをやったりとか、その中での実際にどういった職業につくといいよとか、そんなような職業相談事業も始めております。

○野下委員　　ということは、そういうサポートステーションの場合は国のお金を使ってみえるんですかね。市がちょっと工面してとかいうことはできないものなんでしょうか。国単独のお金でやっていらっしゃるんですか。

○商工観光課長　　そうです。国の事業をそのNPOが運営しておるといふことになります。

- 野下委員　　そうすると、例えば江南市のほうにそういうものが来るとすると、国のそういう補助がもっと多くなると来られないということになるんですね。市はちょっと援助はできないということなんですか、今の段階だったら。その辺どういうふうに考えていけばいいんでしょうか。
- 商工観光課長　　今のところ、市がお金を出してというところまでは考えておりませんが、現状、一宮サポートステーションのサテライト会場ということで、西分庁舎で、先ほど申しあげましたように、毎月そういった相談所というのは開設しておりますので、今のところ、そのところの実際に来ていただける方の人数等を見ても、さらに拡大というところまでは必要はないかなというふうに考えています。
- 野下委員　　なら、そういう何か条件が整ったら、また江南市でも始めていただけるような機会をまた逃さないような形で、見えたらよく話し合ってもらって、またこちらのほうでできるといいなという要望ですけど、お願いしたいと思います。
- 山委員　　ちょっと引き続き雇用の話なんですけれども、若者サポートステーションが江南駅前でおととしでしたかね、やって、補助がなくなってからすぐ撤退しちゃったということだと思んですけど、若者の就職支援というのは積極的にやっていかなきゃいけないと思うし、やっていただきたいんですけれども、私の世代というのは就職氷河期の世代ですよ。ずうっと正規雇用につけないとか、非正規で低賃金、不安定だとかというようなことで苦しんでいる人が一定数いるわけですよ。若者、若者と言われていた人がだんだん年をとってきて、中年に差しかかってくるわけですよ。その辺がやっぱりちょっと、若者支援も十分とは言えないですけども、さらに中年と言われるような人、40代前後の人たちへの支援がこれから必要になってくると思うんですよ。だんだん氷河期で就職できなかった人がずうっと今まで不安定なままで年を重ねてきているわけなんで、その辺についてどうお考えですか。
- 商工観光課長　　現在、商工観光課の横にワーキングステーションってあります。これはハローワーク犬山との連携の事業の中で設置しておりますけれども、今言われるような、そういったどの年齢層の方に対しても当然受け入

れておりますので、今のワーキングステーションを今後も継続設置できるように市はしていかないといけないなというふうには思っております。

○山委員 若者支援という中には、年齢の縛りというのはあるんですか。何歳から何歳までが対象だとか。

○商工観光課長 済みません。一例ということでちょっとお話しさせていただきますと、就職フェアというのを毎年この近隣の市町の合同で実施しているわけなんですけれども、その中で、一応若者というくくりを45歳未満ということにしております。

○山委員 わかりました。40とか45とかそのあたりは、やっぱり就職氷河期の厳しい時代を体験している人たちなんで、そこら辺を今後手厚くしていただきたいというふうにちょっと要望させていただきました。

次のテーマですけど、花火大会ですけれども、先日も本会議の議案質疑でいろいろやりとりがありましたけれども、補助を一定額出すのはいたし方ないとしても、ちょっと1,000万円というのはどうなのかなと思うんですよね。

これを見ていると、藤まつりが江南市最大のイベントだと思うんですけど、これでも700万円弱ですし、あと七夕祭りだとか、市民サマーフェスタでも250万円程度なんですよね。藤まつりだったら毎年あるし、2週間か3週間弱まちがにぎわって、少々でもお金が落ちるわけだし、まちもアピールできるんですけど、花火って本当に1時間もないぐらいの時間で、これはやっぱりちょっと費用対効果からどうなのかなと思うんですけどね。見直しをかけていく考えはないんですか。

○商工観光課長 花火大会につきましては、補助金の額も含めて、実施についての議論はいろいろあると思います。

ただ、市としては、市の観光という視点に立ってみますと、花火の打ち上げ時間はわずか30分から40分ぐらいなんですけど、それでも毎年3万人以上の方がそのためだけに集まるということを考えると、物すごく市としてのPR効果は高いと。費用対効果をどう考えるかなんですけれども、市としてそういった集客力のある花火というのを継続していくというのは、市の一番のPRにつながっていくんじゃないかなというふうに思いますけれども。

ですので、1,000万円という額というのは、もちろん議場でもいろんな企

業の方から協賛をいただいととか、そういった話もありましたが、当然そういった部分も多分にあると思いますけれども、予算が確保できる限りは継続、実施をしてまいりたいというふうに考えております。

- 山委員　　予算、財源の確保もそうなんですけれども、一晩でそれだけの人が集まってにぎわうのはいいんですけれども、やっぱりそれを運営していくのは大変だと思います。

それで、114ページ、成果報告書の今後の方向性の中に書いてあるんですけど、ボランティアの募集ということなんですけれども、たしかイベントのお手伝いをするボランティア団体が休止になっているという話もちらっと聞きましたし、先日も私、議案質疑で、これは働き方の問題ですけれども、職員をこういふことで、職務命令とはいえ、動員をかけるのはちょっとどうかなと思っているんですけれども、去年はどういう状況だったんですか。人の配置というか、人手の確保というのは、どういうふうにやっていたんですか。

- 商工観光課長　　実施につきましては、江南市民花火大会実行委員会さんのほうが中心でやっておりまして、そういった人員の確保等も実行委員会さんのほうがやっておりますので、詳しくはわかりませんが、市の職員の数だけでいきますと大体20人ぐらいですね、部のほうから出しているという状況でございます。あと、昨年まではイベントボランティア協会もございましたので、そちらのほうからも応援は出しておる状況でございます。

- 山委員　　商店街の関係の補助金なんですけれども、265ページの決算書のほうなんですけれども、まちの中の商店街に出している補助金としては、これはどれが当たるんですか、この19節。

- 商工観光課長　　商工業流通補助事業ですかね。

あとは、この下に中小企業経営力強化事業がございまして、その中で江南市商店街連合会支援事業、これも商店街の補助金になりますね。

- 山委員　　商店街が年末とかに大売り出しをやるときの何か補助とかって出していなかったでしたっけ。そういうのはなかったですか。

- 商工観光課長　　済みません、昔はちょっとわかりませんが、現在はそういったものに対しての補助は出しておりません。

- 山委員　　これは前も本会議の議案質疑でお尋ねしたことがあるんですけど、

街路灯等電灯料補助金ってありますよね。多分こちらの商店街のところの電灯の補助だと思うんですけども、数年前に議案質疑したときは、夜買い物に来るお客さんが明るいところで買い物ができるようにというような答弁をされていたんですよ、そのようなニュアンスの。防犯とか安心・安全とかということで電気をつけているというんだったらわかるんですけども、夜お買い物に来るお客さんのために明るくしておくという答弁というのは、全くちょっと実態とはかけ離れていると思うんですね。

だから、そういう答弁をせざるを得ないのは、補助金の要綱がそういうことをうたっているからなので、これだけの問題じゃないですけど、補助金についてもやっぱり精査していく必要があると思うんですけども、その点どうお考えでしょうか。

○商工観光課長　現実問題、今、山委員がおっしゃられるように、商店街の中にある街路灯につきましては、やっぱり防犯灯的な役割というのは十分果たしておるといふふうに考えております。

仮に市の補助金をこれでやめてしまうとといった場合に、商店街さんが、じゃあもう街路灯を全部取りますとおっしゃられてしまうと、逆にやっぱり商店街の中というのは当然真っ暗になってしまいますので、そういったことを考えると、いわゆる商店街の街路灯としての今のお客さんに対するというような、そういった視点は少し薄くなるのかなと思います。ただ現実問題、今あるそういった街路灯がなくなってしまうということを考えると、これは市としてはやっぱりどうなんだろうというところで、もちろん今後そういったことも含めて検討はしていかないとはいけないのかとは思いますが、現状、こういった補助金を全て切ってしまうと、そういった現実的に街路灯がなくなってしまうというような状況というのは余りよろしくないのではないかなというふうには思います。

○山委員　今おっしゃったように、やっぱりどっちかというところと防犯面のほうが、そちらのほうを強調されていたんですけども、だとすれば、例えば商店街に電気料金を事実上負担してもらっているわけじゃないですか、補助を出して。そういうやり方がいいのかどうかということも考えなくちゃいけないと思いますし、必要であるんだったらあるで、ちゃんと要綱を改めれば補助

金は出せると思うので、だから一回やっぱり要綱もまた見せてもらいたいですし、ちょっと考えていただきたいなと思います。まあいいです、これ以上。

○掛布委員 成果報告書の60ページのところに、3番、成果の状況というところに売り上げD. I. 値というのがありまして、基準値がマイナス19.4で、目標値がマイナス41.0で、実績値がマイナス42.1で、晴れマークということなんですけれども、これは晴れマークでいいんでしょうか。

○商工観光課長 まず、売り上げD. I. 値は、売り上げがいいと感じる割合からそうじゃない方を引いたものになるんですね。これはマイナスが多いということは、余り売り上げがよくないというのが当然多いわけなんですけれども、この基準値のマイナス19.4、この時点は当然リーマンショックの前ということでございまして、まだ数字的にはこのマイナス19.4程度だった年度でございまして。

ただ、その後リーマンショックの影響を受けまして、徐々にこの売り上げD. I. 値の数字というのがだんだん悪化してまいります。この目標値を置いたマイナス41.0と、この時点は平成25年の段階ですので、リーマンショックのあおりを受けた段階でこの目標値というのを算定しておりますので、この差というのはそういうところにあります。

平成28年度の結果というのはマイナス42.1ということでございまして、晴れマークということになります。

○掛布委員 目標値に比べて少し下がっただけなので晴れマークということだと思っただけなんですけれども、その成果の状況の一番上のところに、魅力ある商店街が形成され、便利に買い物ができると感じる市民の割合というのがあって、一体何年前の記載かなと思うぐらい、現実ではちょっと考えられないような表現になっていまして、目標値に比べて実績値も多分、アンケートとか調査項目にも恐らくこの表現では入りようがないと思っただけなんです。

だから、もう少し、さっきのD. I. 値じゃないですけれども、実態がつかめるような指標ですね、これで切りかわって、この表現は来年度からはなくなるんじゃないかと思っただけなんですけれども、ちょっと来年度からどういう指標になるのかわかりませんが、もう少ししっくりくるような表現にさせていただきたいなと、冗談かしらと思うような、申しわけないぐらいの表現なんです。

す。それだけです。

○山委員　　もう一つだけ済みません。

265ページですが、ちょっと決算額ですね、執行額が少ないんですけれども、備考欄の2つ目のところで、名鉄江南駅行政資料コーナー装飾事業で業務委託料14万2,560円とあるんです。駅の改札を入ったところの展示のことだと思うんですけれども、例えばこれ、市民感覚で考えると、トイレは江南市の直営のトイレですよ。それから、エレベーターは江南市のお金でつけましたよね、この10年ぐらい前に。それからまた、今、布袋駅で鉄道高架のやつ、百何十億円の事業をやって、しかもエスカレーターまでつけて。さらに装飾コーナーでこんなのもお金を払っているのかと思ったんですけれども、こういうのっていうのは、もうちょっと何か交渉して、これぐらいは置かせてくれとかいうことは言えないんですか。もう相当名鉄の関係でお金を使っているんですけれども。

○商工観光課長　　この業務については、名鉄に、要は賃料的なものを払っておるわけではなくて、いわゆる市のPR、物産だとかをそこへ装飾するための業務を委託しているというものになりますので、名鉄さんに払っておるわけではないんですけど。

○山委員　　誰に委託しているんですか。商工会議所ですか。

○商工観光課長　　これは、名鉄のグループなんですけど、電通名鉄コミュニケーションズというところに委託しております。

○山委員　　賃料は発生していないんですか。

○商工観光課長　　発生はしておりません。

○委員長　　では、質疑はありますか。

○幅委員　　済みません。山委員が花火の話をしたものですから、私、実行委員会にも入っておりますし、応援をする立場でありますので、何も言わずに終わると関係者から怒られそうなので。

実行委員会は恐らく七、八十人、100人までは行かない、そのメンバーで、母体はJCであります。我々OBとか、現役も手伝います。そういった母体はありますけれども、大勢の一般の市民、ほとんどが事業者でありますけれども、そういった人間の人件費は全く発生をしておりません。それらを人件

費に換算すれば、事業費はもっと莫大になっていくと思うんですけれども、そういった多くの人間が積み上げていって開催をする中でやっておる事業で、経済効果とまでは言いませんけれども、打ち合わせ段階、1年を通して多くの機会で会合を持ったり、市内の飲食店で会合を持ったりしながら、そういった意味で経済効果といいますか、お金を使っていこうということで、それも手弁当で大勢のメンバーがやっておる事業でございますので、表面上の予算とか、人の動きだけではないところで、そういった人間が江南市のことを考えてまちづくりの一環でやっているということもぜひどこかに覚えておいていただいて、そういった意味で、大勢の市民が江南市のシティプロモーションといいますか、秋の風物詩、たまたま何年か前から秋になったんですけれども、「東海ウォーカー」とかの花火特集だと、秋の音楽花火ということで一番にランキングをされたこともあったというようなことで、江南市のシティプロモーションにも一定役に立っているんじゃないのかなというふうに思います。目に見えないところで多くの市民が江南市のことを考えてやっている事業だということを少しお知らせさせていただいて、そういったメンバーで運営をしている事業だよということを一言だけちょっと意見といいますか、言わせていただければ、済みません。

○委員長　　では、次へ行きます。

続いて、農政課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○農政課長　　それでは、農政課所管の決算につきまして説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

76、77ページをお願いいたします。

76、77ページ下段の12款2項4目農林水産業手数料、1節農業手数料でございます。

次に、86、87ページをお願いいたします。

86、87ページ最上段の12款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金でございます。

はねていただきまして、88、89ページをお願いいたします。上段の14款4項2

目農林水産業費交付金、1節農業費交付金でございます。

次に、94、95ページをお願いいたします。

94、95ページ最上段の19款4項2目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入でございます。

はねていただきまして、96、97ページをお願いいたします。19款5項2目雑入、12節雑入のうち、農政課の所管につきましては、備考欄の中段にございます県営畑地帯総合土地改良事業負担金（般若地区）返還金を初めとした3項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

254、255ページをお願いいたします。

254、255ページ下段から262、263ページ中段にかけて、6款1項1目農業費でございます。

以上が農政課の決算でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 質疑はありませんか。

○掛布委員 決算書の263ページのところなんですけれども、成果報告書の67ページとあわせて見ますと、29番、30番という事務事業の農地中間管理事業推進事業と県営かんがい排水事業中般若地区負担事業がゼロになっていて、決算書からも消えて、予算書のときはあったと思ったんですけれども、消えていっているんだけど、農地中間管理機構の受託収益みたいなもの、さっき入のところにも上がっていたと思うんですけど、なくなっちゃっていったら大丈夫なんでしょうか。何でなくなっているんでしょうか、その2つは。

○農政課長 まず、農地中間管理事業推進事業でございます。

これは、農地中間管理機構が仲介した農地に対して、集約交付金というのが払われるんですが、それは貸し型、貸すほうが自分の自営する以外の農地を全部出された人に借りた方とマッチングできた場合に対してお金が支払われるもので、今回はマッチングはしたんですけど、その条件に当てはまらなかったため、お金が発生しなかったというものでございます。

もう一つ、県営かんがい排水事業の中般若地区の負担事業が当初予算にあったのになくなったという理由でございます。

これは全て国庫補助の事業に100%補助になったものですから、そちらのほうで市の負担分がなくなったということで、市の決算額はゼロということになります。

○委員長　いいですか。

○掛布委員　済みません。探しますのでちょっとお待ちください。

成果報告書の107ページに、農地保全推進事業というのがありまして、農地法の関係の許可の件数と面積があって、第3条から現況証明まで全部で何件かわかりませんが、面積としては、活動指標の実績値を見ると、13万1,777平方メートルの権利移動、転用許可申請ということなんですけれども、この13万平方メートル全部が農地から農地じゃない宅地等に変ったわけではないかなと思うんですけど、その実施内容の実績の表の中のどれが農地から農地じゃないのに変わって、どれが農地から農地へという権利の移動、所有権移動なのかというのをちょっと説明していただきたいんですけど。

○農政課長　この表をごらんください。

上から3条、4条、5条、現況証明とあります。

3条に関しましては、農地のまま所有権移転、もしくは使用貸借権を結ぶものでございますので、これは農地から農地と、宅地にはなっていないものです。

4条の、2つありますけど、片方は市街化調整区域、片方は市街化区域と分けているんですが、この4条というものは、土地の所有者がそのまま宅地、もしくは雑種地、農地以外のものに転用するものでございます。

5条というものは、土地の所有者もかえる、地目も変えるというものでございます。ですので、今言われた農地以外になったものは4条、5条が該当します。

○掛布委員　そうすると、これでいくと、一番上の3条のところと一番下の現況証明の面積をこの13万1,777平方メートルから引いたものが平成28年度中に農地から農地じゃないものに転用された面積と、そういうことなんですね。

○農政課長　今言われたように、4条、5条が農地からほかの地目に、農地以外になったと。現況証明というものは、地目が田んぼとか畑なんですけど、

20年以上別なもの、要は宅地だったり雑種地であったものに対して証明するという業務でございますので、これも含めるといえば含まれる、地目上からいえば含まれる形になります。

- 掛布委員　　すごい規模で、特に5条関係で市街化調整区域の農地が、所有者がかわって、農地が農地じゃない、宅地化しているという、普通だったら、市街化調整区域が転用できるといったら、昔でしたら農家の新家であったりとか、沿道サービスだったりするんですけど、そうじゃない条件なのに、どんどこんどこ調整区域の農地が所有権移転して農地転用になっているという。

それで、今後の方向性のところに、外周部から農地の宅地化が進行し、一団の農地が崩れてきているということで、これじゃあいかなんというところで課題として書いてあって、対応方策として、農地法に照らした権利移動を実施することで保全を図っていくと書いてあるんですけど、現実、農地法に基づいてちゃんとやってもどんどこんどこ農地の宅地化が進んで、もうばらばら状態で、一団の農地じゃなくなっちゃっているんで、これで食い止められるんですか。現状、食い止められる方法がないよということなんですか。

- 農政課長　　基本的には、農地法で当てはまらない農地転用に関しましては当然断っております。ですので、法に適したものしか扱っていないということで、法の中で動いているというのが現状でございますので、これに対しては、申請者に対して農地ですのでやめてくださいということとはなかなか言えないというのが現状でございます。

- 掛布委員　　今、もっと大きな市の中心計画のほうで、総合計画だったり、それに基づく立地適正化計画で、やっぱりばらばら周辺部に家を拡大していくというのは、将来、人口減少社会の中で非常に効率が悪いから、できるだけ市街地に人も居住するように誘導しよう、建物も市街地に誘導しよう。そうしないと、ばらばら建っていけば農地もスプロール化していくし、そこまで水道を引っ張っていかなきゃいけない、街灯をつけなきゃいけないで、それこそ今は若くていいけれども、どンドンその人たちが高齢化したら、そこまでまたバスを走らせなきゃいけないとか、余分な経費がどンドン、それ

こそ一番心配なのは下水道とか水道、街灯ですけれども、そういう意味で、やっぱり農地の宅地化が周辺部で起きるというのを何らかの形、立地適正化計画とリンクさせて、できるだけ周辺部に誘導させるところからやらないと、転居してくれというわけにいきませんから、まず新しい家が農地を潰してできるだけできにくくする、そういったものを一生懸命考えていかないと、江南市から本当に一団の農地というのは消えていってしまうんじゃないかという心配をするんですけど、ちょうど立地適正化計画というのがあるので、何とかならないかなと思ったんですけど、何か考えてみえることはあるんでしょうか。

○農政課長　その計画ですけど、基本的に農地には1種農地、2種農地、3種農地というのがあるんですが、1種は基本的に農地転用を認めないと、2種はやむを得ないと、3種は転用していいよという土地です。1種は基本的にないもんですから、2種、3種が主に転用されることが多いところですけど、3種は基本的に農地としてはうちのほうもやむを得ないなという考えは持っております。宅地化率が40%以上という、要は農地が少ないところはやむを得んだろうという形で今のところ思っていますので、1種農地は守っていきなという考えで、そこに来た申請というか、尋ねられた方に関して、何とかまた別のところで探してねということをお願いはしております。

○掛布委員　成果報告書の108ページのところに、新規就農・経営継承総合支援事業というのがあって、平成28年度では、ここに書いてある3人の方が補助金を交付されて、来年度以降も交付予定になっているんですけども、その中で新規就農者が就農地域に定着できるように支援するとあるんですけども、実際にこの補助金が打ち切られた後、きちんとこの就農者の方が販売ルートを確保して、さらに住居もこの地域に確保して、そのまま継続して居住しつつ江南市民として農業を続けていけるような、そんな見込みというのはあるんでしょうか。

○農政課長　ここに書いてあります新規就農者は3人でございます。これは県から青年就農給付金というもので、1年間150万円、今、給付をしておるという状況です。これが5年間続きますので、その5年の間で、いわゆる自立していただきたいという考えをしております。

今ここに書いてある3名の方の真ん中の30歳女性の方は、もう江南市に居住してきてみえますが、残りの2名の方は、名古屋市にお住まいで、江南市までわざわざ来ていただいているという状況でございます。

今後ですけれど、今年度ですが、また新たに2名新規就農していただきまして、現在5名おります。その新たにふえた方の1名も江南市のほうに引っ越していただいたという状況でございます。

販売ルートとかそこら辺ですが、全てやられておる方が有機農業ですので、研修もとであったオアシス21というところが大もとの販売先で、そこに出荷されているという形で、今後どんどんふえれば、自分で販売ルートを探して自立していただくというのが基本でございますので、市のほうとしましては、新規就農で相談に来られた方に土地を紹介したり、そういうことは実際言っております。

○掛布委員　土地を紹介していただくのと同時に、やっぱり営農する場所の近くで居住していただけるように、例えば犬山市なんかで、たまたま今回どなたか議員の方が質問されていたのを確認したんですけれども、空き家バンクと連携させて、空き家と農地の中間管理機構とリンクさせて、農地の近くに空き家を紹介していく。そうしないと、いつまでも名古屋市から通ってしまって、150万円のあれが切れたらもう一回名古屋市へ戻っていくというふうでは、本当に何のために助成をして新規就農を支援してきたかわからないので、それくらい丁寧な支援をしないと、とてもやっていけないのではないかなと思うんですけど、そういう住居の支援、住む場所の支援まではできないんでしょうか。

○農政課長　今、掛布さんが言われたように、どっちかという山間部に関しましては、さっき言った空き家と農地を一緒にお貸しすると、それぞれ補助が違うんですけど、そういうことは山間部のほうでは結構やっているというのは、私たちも認識しておる状況です。江南市のような、どっちかという都市部に近いようなところでやっているところは、まだ把握しておりません。

今後、当然空き家とかがふえますけれど、実際に就農されておる方が江南市に来ていただき、近所でやっていただければ、これは一番うれしいことで

ございます。その例でいうと、30歳の真ん中の女性の方はこちらに住みたいということで、市のほうで紹介はできんもんですから、近所の不動産屋なり、近所の人に探していただいたという例はございます。

今後、市のほうとしては、空き家が当然ふえてくる可能性はありますので、そちらのほうで紹介、補助まではちょっと難しいかもしれませんが、紹介するぐらいのことはできる可能性はあると思いますので。

○委員長　ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、次に行きます。

続いて、環境課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○環境課長　それでは、環境課所管の決算につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

決算書の72、73ページをお願いいたします。中段の12款1項3目衛生使用料、1節清掃使用料でございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。中段の12款2項3目衛生手数料、2節清掃手数料でございます。

次に、82、83ページをお願いいたします。上段の13款4項3目衛生費交付金、2節清掃費交付金でございます。

はねていただきまして、84、85ページをお願いいたします。下段の14款2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金のうち、備考欄の環境課分でございます。

同じく、その下の2節清掃費補助金でございます。

はねていただきまして、86ページ、87ページをお願いいたします。下段の14款3項3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金でございます。

次に、94、95ページをお願いいたします。下段の19款5項2目雑入、8節可燃ごみ指定袋売捌代金でございます。

はねていただきまして、96、97ページをお願いいたします。12節雑入、備考欄のうち、中段の環境課分でございます。

続きまして、歳出でございます。

238ページ、239ページの中段、4款1項2目環境保全費で、240、241ページの下段まででございます。

そして、同じページの下段、4款2項1目清掃費で、252、253ページの上段まででございます。

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　これはできるかどうかという問題であるんですけど、ここですと、決算書は243ページ、それから成果報告書は74ページ、ごみ減量のところですけど、ボランティアの分別指導員さんがいらっしゃいますね。ここで、その講習の開設事業費というのが含まれておりますけれども、この決算書の中に、こちらの成果報告書の74ページを見ますと、ボランティアの分別指導員さんの数が実質369人ですよ。基準は平成18年の136人ですから、年々新しく多分登録されていらっしゃると思いますけれども、このボランティアの分別指導員さんというのは、地域において非常に早朝からずうっとされていらっしゃるケースが多くて、区長さんとかを初め、だんだん輪が広がっていると思いますけれども、ボランティアということもあるんですけど、長年特にやっていたらっしゃる方に対しての何か顕彰の機会を与えるとかしてもらおうとか、そういうことは可能なんではないかな。何かの機会でちょっと認めてあげてとか、顕彰してあげるとか、何かそういう基準があるんでしょうか。

○環境課長　現在のところでは、そういった表彰だとかいう基準は設けておりませんが、年に1回、ボランティア分別指導員の交流会というのを設けておりますので、そういった中で委員さんが言われるようなことも今後一度お諮りして、どんなものかというもお諮りして、検討したいというふうに思います。

○野下委員　ありがとうございます。

私のちょっと聞き間違いかもわかりませんが、こういうボランティア関係って、20年だとか、そういう基準が市のほうであって、それ以上の方とは

か、そういう対象になるよとか、そういう話は、私の聞き間違いかも知れませんが、そういうのはなかったですか。

○環境課長 地方創生推進課のほうでの基準があるかもしれませんが、環境課のほうでそういった対象にして表彰をもらったということはやっていなかったの、多分ないのではないかなと、推測ですけど、思っております。

○野下委員 先ほど課長さんがおっしゃったような形で何かの方法ができれば、また励みになるんじゃないかなと思いますので、一回ちょっと御検討をお願いしたいと思います。

○環境課長 今後、環境審議会もありますし、廃棄物減量等推進協議会という外郭団体もありますので、今、委員が言われたことも、表彰についてどうでしょうということも一度議題にして、皆さんの声を聞いてまいりたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○山委員 ちょっと簡潔に、済みません。

決算書のほうで97ページ、歳入のところですが、諸収入ということで雑入です。資源ごみの売払収入が約1,900万円計上されておりますが、先日の東猴さんの一般質問にもありましたように、民間の回収所がふえているだとか、あるいはこちらの成果報告書のほうでは、資源ごみの持ち去り禁止条例はできているけれども、そういう持ち去りの被害がなくなっていないというようなことが若干影響していると思うんですけど、売払収入ってこの十数年の間でかなり減ってきているかなと思うんですけども、その推移というのはどうなっているのかということと、当局としてはどの程度収入としては欲しいというか、どれぐらいあればいいかなと思っておりますか。

○環境課長 ことは1,900万円ほどです。平成27年度は約2,400万円、平成26年度は2,800万円、平成25年度は約3,000万円ということで、だんだん減ってきている傾向がございます。

原因といたしましては、東猴議員の一般質問でありましたように、民間の資源ごみの回収拠点が、今は有償で資源ごみが引き取られている現状がありますので、それがかなりふえてきているということ。それから、中日新聞と朝日新聞店のほうで、新聞販売店のほうが新聞の回収も行っているということもございます。それから、紙自体が、最近パソコン等が普及して、デジ

タル化によって紙自体の数量が減っているという、出口ベースの紙のものが減っているという状況もあるので、これがだんだん減ってきている状態にあるということですが、どこが一番適切かということの御質問なんですが、これはなかなか食いとめがたいところがありますけれども、今、実際、可燃ごみ袋の中に雑紙として入り込んでいるところがまだまだあります。今年度に入って、雑紙の出し方についても広報で大きく1ページとって特集で掲載をしますし、そういったことで可燃ごみの中に入っている雑紙とかそういう紙を資源ごみ化して、もう少しできないかなという対策を打っているところでもありますので、何とか食いとめられるといいかなと思っております。

○山委員　　今御答弁ありましたように、民間企業がやっているところがあるとか、あるいは紙の総量自体が減っているという話です。買い取り価格というのは落ちていないんですか。やっぱり量が減ってきているということですか、市が集める。

○環境課長　　紙自体の買い取り価格は下がっていませんね。紙の単価というのは、新聞紙でいうと16.2円、昨年と同じ価格。この売りさばき代金が減っているのは、紙の排出量が減ったということ、それから缶類のお金、売り払いの収入が減ったということです。アルミ缶で申し上げると、去年は52円だったやつが平成28年度は15円と半額以下になってしまっているの、そういったことが総合的にいくと減ってきてしまったと。紙の出す量が減ったこと、それからアルミ缶の単価が減ったこと、これが大きな理由というふうに思っております。

○山委員　　それで、それと関連するんですけど、歳出のほうで、その関係でお尋ねしたいのが1点ございまして、243ページの決算書のほうなんですけれども、資源ごみ回収関係助成事業ということで、資源ごみの分別協力金というのは自治会に出しているお金ですよ。もう一個、その上に資源ごみの回収団体助成金ということで、これは多分子ども会だとかP T Aだとかの関係に、資源ごみを何キロ集めたら幾らというような形で助成していると思うんですけども、だから市で集められる資源ごみの量が減ってきていると。さらに、アルミ缶などは引き取ってもらえる価格も下がってきているという中で、この資源ごみの回収団体の助成金を従前どおり続けていくことという

のはいかがなものかなという気はするんですけども、この点はどうお考えでしょうか。これもまた補助金の問題になってくるんですけども。

○環境課長 委員さんが言われるように、相反する部分もあるかと思いますが、上の資源ごみ回収団体助成金というのは、子ども会とかPTAに対して、1キロ当たり3円で補助をします。下の資源ごみの分別協力金というのは、区や町総代さんに均等割が6,000円、世帯割が18円ということを出しているものなんですけれども、これについては分別の意識の向上とか、そういった環境への意識の向上という面からも一定の効果があるというふうに考えておるので、そういう意識面というか、そちらのほうから引き続きやっていきたいなど。量自体は、PTAとか子ども会が集めている量はかなり減ってきています。ですけども、今のところ引き続きやっていきたいと。

○山委員 大分苦しい答弁だなと思いましたが、ちょっとまた今後いろいろ別の機会で質問させていただきます。

○掛布委員 最初に、野下委員が言われた、ごみ減量関係でボランティアをやっていただいている方とか、廃棄物対策の推進協議会に長年かかわっていらっしゃる方とか、なぜ市制何周年のときの市政功労者の表彰を、本当に長くずっと頑張っているのに、なぜ一度も表彰されないのかなと不思議に思っているようなところもありますので、ぜひ見直していただいて、本当に下支えで地道に頑張っていただけの方をきちんと表彰していけるように、よろしくお願ひしたいと思います。

質疑は、決算書の239ページのところに温暖化防止事業というのがありまして、成果報告書の116ページのところにも太陽光発電施設とか、家庭用エネルギー管理システムとか、蓄電池システムへの補助金の執行率が85.2%で、予算が余ってしまったというようなことが書かれています。

ちょっとこれであれっと思ったのは、これは予算のときに私質疑したので覚えているんですけども、太陽光発電の補助の件数は、予算のときは目標としては175台だったと思うんですね。HEMSのほうも175台だったと思うんです。蓄電池のほうは覚えていないんですけど、目標値がいつの間にか127台に変わっているのは、あれ、おかしいなと思ったんです。

ちょっとそれはそれとして、それは大したことではないんですけども、

この前、行政事業レビューの中のテーマで、ちょっとおくれたんですけど傍聴させてもらっていて、これを見直しを図りたいということで、さらにHEMSと蓄電池にプラスをして、エネファームと電気自動車の充給電設備への補助をつけ足すと。そのかわりに太陽光パネルの補助の補助単価を下げるという、パネル自体の値段が下がってきているので、下げても補助割合というのはアップするよという、その原因として、いろんな要望が多様化を、ここに書いてある、ニーズが多様化をして、太陽光パネル以外への要望もあるよと。だから、もっといろんなものに補助をできるようにするということなんですけど、私はどうかなと思うわけですよ。

というのは、現時点で電気自動車とか、本当に市民の中の、この前市が買ったPHVならまだわかるんですけど、純粋な100%電気自動車だった場合、それが本当に再生可能エネルギーで100%発電した電気で動いてくれればいいんですけども、実際問題、今、原発であったりとか、石炭火力であったりとか、そういったいわゆる再生可能エネルギーじゃない部分がほとんどで、それで発電していて、それでその電気を充電して走ったって何も環境に優しくも何ともないし、物すごい高価で、普通の市民が補助したからじゃあ電気自動車の充給電設備をうちに設置できるかといったら、できないですよ。委員の商工会議所の方も反対してみえましたが、ちょっとそれに拡大するというのはいかがなものかと。

それよりも、例えば小牧市がそうであるように、太陽光パネル一本に絞って、もっともっと補助単価を逆に上げていく。上げていけば、もうちょっとお値打ち感があって、太陽光パネルが普及すると思うんですね。だから、今やるべきことは、電気自動車の充給電設備に拡大するんじゃなくて、もっと市民が気軽に今ある家庭に太陽光パネルがつけられるような補助の拡大という、そのほうがやるべきじゃないかなと思ったんですけど、どうなんですか。

○環境課長　これは藤岡議員さんの一般質問でも自動車の充給電設備の件は御意見をいただきまして、藤岡議員さんも電気自動車を実際自分でお買いになって、もっと普及をしてほしいという意図から、どうでしょうかという御意見をいただいたところです。

今回、行政事業レビューに出したうちのほうの見直しのイメージというのは、愛知県が今実際に補助をしているメニューに沿った形にしたというものです。

江南市の場合は、太陽光パネルとリチウムイオン電池とHEMSという管理システムの3種類にしか今は、平成27年まではパネルだけ、平成28年からはHEMSとリチウムイオン電池にも拡大したということで、3種類に補助金を出していますけれども、愛知県はさらに、今回行政事業レビューに出したエネファーム、それから自動車用の充給電システム、この2つを加えた5種類のメニューで出していると。

自動車用充給電設備については、防災面の観点から、充給電ですので、車の電池を使って電気が取り入れられるということが必須条件になっているので、防災面からも防災に強いまちづくりの一端を担っているという補助のメニューになっております。

近隣の市には、尾張地方では余りなく、行政事業レビューの評価委員さんも、そういった江南ブランドというのを進めるという面からも江南市が先んじてそういった尾張西部ではない、そういうメニューを追加することは非常にいいことだということで、要拡大ということ。要拡大というのは、この環境課の提案でよろしいという意見を多くの方からいただいたので、そういったところから環境課としてはメニューの拡大を、予算枠については広げずに、枠の中でやっていきたいと。パネルについては、実際にもう大分工事単価が下がってきているんで、ある程度補助金の金額を下げても、実際の補助率というのは、実質の補助の額というのは保っているのではないかというふうに思っておりますので、行政事業レビューの意見を尊重して、予算にも反映をしていけたらよいかと今のところ考えているということでございます。

○掛布委員　　ちょっと予算の審議じゃないので、たまたまここに補助メニューを検討しということなので、行政事業レビューのように電気自動車の充給電設備にも補助を拡大していくのかなと思ったので、ちょっとおかしいんじゃないかということをお願いしたんですけど。

それで、何で目標値がいきなり127台に変わっているかというのと、そもそも予算をつけるときは、太陽光パネルをつける人が同時にHEMSもつけ

るんじゃないかということで同じ台数に設定したと思うんですよね。でも、ふたをあけたら全然違うんですね。このエネルギー管理システムは、たった1万円では余りありがたみがないのか、たった30件しかなくて、太陽光パネルのほうは158件で、逆にリチウムイオン蓄電池のほうは、それこそ100万円もするぐらい高いもののはずなのに、27件も補助の申請があっぴびっくりしているんですけど、これはどう考えたらよろしいんですか。

○環境課長 予算の基数については、今、掛布委員さんが言われるように、パネルは175件、HEMSも175件、蓄電池が20件という予算の積算をしておりました。これは、業者へのヒアリングを行ったところ、パネルをつけた人はきっとHEMS、システム管理のシステムもつけるということであろうという、そんなような答えであったので、予算化するときは同じ台数をつけましたけれども、実際の実績としては、パネルは158基、HEMSは30基、電池は27基という結果だったということで、HEMSについては単価も高いので、ちょっとつける方はいなかったのかなというふうに思っております。目標値についてはちょっと今資料がないのでお答えできませんが。以上です。

○掛布委員 引き続き、ちょっと別のところで、119ページの浄化槽の設置整備事業、成果報告書119ページのところで、本会議場でも議案質疑がありましたが、年間を通してわずか17基しか合併浄化槽設置補助が出ていないという、余りにも少なく愕然としてしまう数値なんですけれども、新築の家はこれが入っていませんので、全部転換の家が17基なんですけれども、やはりもうちょっと進んでいくようにしないと、下水道だけで全部賄う生活排水の浄化というのはとても見込めませんし、調整区域の大多数のところでもまだまだ単独浄化槽、みなし浄化槽がたくさん残っていますので、本当にどうやったら合併浄化槽が普及するかということをやちょっとシステムとして構築し直さないといかんのじゃないかなと思いました。

対応方策のところに、浄化槽台帳を効率的に活用し、補助金申請件数がふえるようにPRと書いてあるんですけど、浄化槽台帳を効率的に活用するというのは、どういう意味なんですか。

○環境課長 昨年、平成28年度は17基ということで若干少なかったわけなんですけれども、昨年はPRもたくさん行ってございまして、広報も年4回、それか

らホームページ、それからアピタ江南西店でチラシの配布、それから環境フェスタでもチラシを配布したと。それから、水道事業店組合とも連携してPRを努めたということで、平成29年度現在ではもう既に17基、昨年の決算ベースでの基数が今状況としている段階にあるということで、昨年行ったPRの結果が大分功を奏してきたんじゃないかなというふうに思っています。なので、上半期に17基まで、年間でいけば35基ぐらい、単純にいくとそういうことになりますけれども、かなりいい成果が出ているというふうに思っています。

それから、浄化槽台帳を使ってということは、今のくみ取り便槽だとか、単独浄化槽にある地域に重点的にチラシを配るであるとかいう方法をとって転換を促進していきたいという意味で掲載させていただいたところがございます。

○掛布委員 現時点で単独浄化槽が入っているのは市内に何件あるかということは結局きちんとわかったんですね、その浄化槽台帳で。それで、どの地域にそれが多いかということもちゃんとつかんで動いてもらっている。それで、チラシをまく場所がアピタ江南西店だった。

○環境課長 アピタ江南西店で、チラシは。

○掛布委員 何か変なところでまいている……。

何件あるんですか、まだ。

○環境課長 平成27年では、単独が8,921基、くみ取りが1,890基、平成28年には、単独は8,005基、くみ取りが1,842基ということで、単独については約900基、くみ取りについては約550基減ってきていると、転換がされているという状況にあります。

○掛布委員 転換というよりもおうちを壊したからなくなったということで、おうちがあるまま合併浄化槽に転換したんじゃないと思います。それは、家が古くなったので、家が壊れると同時にそれもなくなくなっていっているということだと思っんです。

ただ、森議員も言っていましたけれども、本当に補助は高額で出ているんですけれども、やっぱり実際全部出して、それから補助申請を受けて返ってくるというふうでは、しかも本人さんは単独浄化槽をつけていても一向に何

ら不便も感じないですし、合併浄化槽に変わったところで何一つ変わらないですから、これではだめだよということをいかにわかってもらって、しかも財政面から推進していくかというのをやっていかないと進まないと思うんですね。

それ以外に、例えばくみ取りだったり単独槽だと、絶対宅内の配管工事も必要になりますので、台所やお風呂場も配管し直して浄化槽につながないといけませんので、ただただ合併浄化槽以外の部分の住宅改修費も要るわけですので、これはここで言うことじゃないかもしれないんですけど、例えばこの浄化槽の転換に特化した住宅リフォームの助成制度みたいなのをつくって、そういうのができれば、放っておいたって業者が自分で営業に歩くと思うんですね。業者のほうから市民に働きかけてもらえば、それはもうすごいPR効果で進んでいくと思うので、ぜひそんな浄化槽台帳があれば、業者が営業に歩いて、自然に放っておいても、職員が何もしなくても進んでいくような、そういった仕組みをぜひつくっていただきたいなと思います。

というのは、生活排水の汚水処理率というのが低いというのが江南市の住みよさランキングにすごい影響していて、下水と合併浄化槽を合わせた排水処理率が物すごく悪いですよね、江南市。それで住みよさランキングが低いというのがありますので、ぜひ頑張って何とか仕組みをつくっていただきたいと思います。

○委員長　あと質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、続いて広域ごみ処理施設建設対策室について審査をします。
暫時休憩いたします。

午後 2 時 34 分　　休　憩

午後 2 時 50 分　　開　議

○委員長　では、休憩前に続き会議を開きます。

まだまだ審議事項がたくさんありますので、質疑、答弁とも明瞭・簡潔でお願いいたします。

じゃあ、答弁のほう、課長、お願いします。

○環境課長　先ほど掛布委員さんのほうから太陽光パネルの目標値、主要施

策の116ページの目標値が127件であるのに対して、予算が175基というのはどうでしょうかという御質問がありましたけれども、127基については予算要求段階で、その時点では1,000万円という予算であったために127基という基数を想定しておりましたが、最終的には平成28年負担は1,299万円という増額になったために、予算の額は175基という積算であったために、ちょっと乖離が生じたということでございます。よろしくお願いたします。

○委員長 では、広域ごみ処理施設建設対策室について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いたします。

○環境課長 それでは、広域ごみ処理施設建設対策室所管の決算につきまして御説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

252ページ、253ページの上段、4款2項2目広域ごみ処理施設建設対策費でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 地権者1人の同意がまだとれていないということで、残る地権者から早期に同意を取得というのがごみ処理施設対策室の任務として残ったんですけど、解散してしまったので、その任務が環境課の仕事として残っているわけですがけれども、この地権者の同意が得られていないのは何筆、面積にするとどれぐらいなのでしょう。

○環境課長 ごみ処理施設のエリア外は89筆ありまして、同意が85筆、反対4筆でございます。面積は、全体で2.8ヘクタール、同意が2.7ヘクタール、反対0.1ヘクタールでございます。

○委員長 よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、他に質疑もないようでありますので、続いて都市整備部まちづくり課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いたします。

○まちづくり課長 まちづくり課が所管しております一般会計歳入歳出決算

について御説明申し上げます。

歳入から御説明申し上げます。

事項別明細書の72ページ、73ページ上段の12款1項2目2節児童福祉使用料は、備考欄、まちづくり課分でございます。

その下、最下段の12款1項5目3節都市計画使用料は、備考欄、まちづくり課分でございます。

ページはねていただきまして、76ページ、77ページ最下段から78ページ、79ページ最上段にかけての12款2項5目2節都市計画手数料でございます。

ページはねていただきまして、82ページ、83ページ中段の13款4項4目4節都市計画費交付金でございます。

ページはねていただきまして、88ページ、89ページ中段の14款4項3目1節都市計画費交付金でございます。

その下、同じく14款4項4目1節市町村委譲事務交付金でございます。

ページはねていただきまして、90ページ、91ページ上段の15款1項2目1節利子及び配当金は、備考欄、まちづくり課分でございます。

ページはねていただきまして、92ページ、93ページ上段の17款2項1目1節基金繰入金は、備考欄、まちづくり課分でございます。

ページはねていただきまして、96ページ、97ページ下段の19款5項2目12節雑入は、備考欄、まちづくり課分でございます。

ページはねていただきまして、100ページ、101ページ中段の20款1項2目2節都市計画債でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

222ページ、223ページ最上段の3款2項3目児童遊園費でございます。

ページはねていただきまして、278ページ、279ページ最下段の8款4項1目市街地整備費は、286ページ、287ページ下段まででございます。

その下、8款4項2目公園緑地費は、290ページ、291ページの下段まででございます。

以上、補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 成果報告書の243ページに、布袋本町通り線の事業の平成28年度の、地図で見ると工事と用地取得と物件補償5件とあるんですけども、この物件補償の内容をちょっと改めて教えていただきたいんですけども。

○まちづくり課長 時間がかかって申しわけありません。

建物については車庫と、あと駐車場などの工作物だとか、そういったものでございます。

○掛布委員 そうすると、この地図で見ますと、一番左端のところは大きな民家の軒先がかかっちゃっているようなふうに見えて、てっきり軒先がかかって、全体の移転補償なのかなと思っていたんですけど、そうじゃなくて、軒先だけここは削ったという、そういった補償なんですか。

○まちづくり課長 この家はちょっと余り細かいところを示せなくて、建物自体にはかかっておりませんので、あと車庫と工作物でございます。

○掛布委員 そうすると、建物を全く削るとかなぶることなく車庫の移転、工作物ってフェンスとかそういうものですか、了解いただいたという。それで移転補償費が割と少なくて済んでいるということですね。はい、わかりました。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、他に質疑もないようでありますので、続いて土木課について審査をいたします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長 土木課所管の決算について説明させていただきます。

まず、歳入について説明いたします。

決算書の72、73ページをお願いいたします。中段の12款1項5目土木使用料のうち、1節道路橋りょう使用料です。及びそのすぐ下にあります2節の河川使用料でございます。

ページをめくっていただきまして、80、81ページの下段にあります13款3項3目土木費委託金、1節河川費委託金でございます。

また次に、ページをめくっていただきまして、82、83ページをお願いいたします。中段の13款4項4目土木費交付金のうち、2節道路橋りょう費交付

金及びその下、3節河川費交付金でございます。

次に、86、87ページをお願いいたします。最下段の14款3項5目土木費委託金のうち、1節河川費委託金は、次のページの最上段にかけて掲げております。

次に、90ページ、91ページをお願いいたします。中段の15款2項1目不動産売払収入のうち、2節土地売払収入であります。

96、97ページをお願いいたします。最下段の19款5項2目12節雑入のうち、土木課のコピー等実費徴収金でございます。

次に、100ページ、101ページをお願いいたします。中段の20款1項2目土木債、1節道路橋りょう債、2つ下の3節河川債であります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

268、269ページをお願いいたします。中段の8款1項1目道路管理費であります。ページをめくっていただきまして、270、271ページ上段にかけて掲げております。

次に、272、273ページをお願いいたします。下段の8款2項1目道路橋りょう費であります。ページをめくっていただき、276、277ページの中段にかけて掲げております。

その下の8款3項1目河川費は、次の278、279ページの下段にかけて掲げております。

なお、施策報告書のほうの253ページの道路側溝・舗装工事等事業の、中段のあたりの事業実績の表の四角括弧の表の中の側溝工事の延長ということで、2,668.2メートルと書いてありますけれども、これはいろいろチェックしておいて、最終的な製本の段階でこのような数字になっておりますけれども、その表の上のほうに書いてあります2,666.9メートルが正解でございます。訂正のほうよろしくをお願いいたします。以上です。

補足説明はございません。どうぞ御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　決算書の275ページの道路維持管理事業の中で、下のほうに、まず1点、道路草刈り委託事業2,178万4,680円、それから街路樹保全委託事

業1,568万3,760円があります。

道路草刈りの事業と、それから街路樹保全と、どの部分がそれぞれ対象になるのでしょうか。草刈りはどこの部分ですか。

○土木課長 道路草刈りは、市道の道路にありますところで、主に幹線道路ですと緑地帯があったりするところの草刈りも含めて、道路のほうの草刈りで委託したものでございます。

街路樹のほうなんですけど、今言った主要のほうの幹線道路ですと、先ほど言った緑地帯があります。そちらのほうに中木、高木等があります。そちらのほうの保全に必要な委託料でございます。

○野下委員 わかりました。

その中で、中木、高木もありますけど、道路の草刈りの部分、緑地帯というか、それとあとは草が何かばあっと、雑草というんですか、あれが一緒くたになって生えていますよね、奥が。そこが対象になってくるんだと思いますので、これが2,178万4,000円、毎年これぐらいは多分あると思うんですよね、1年間で。

毎年、大体苦情があるところというのは決まっていないですか。まず、それをちょっと聞きたいです。

○土木課長 毎年苦情のあるところは決まっているんですけども、たまにやはりこの委託の中には新しい道路を、人も余り通らないようなところなんですけど、数名の方が通られるということで、新しい路線についても要望はあります。

○野下委員 毎年毎年同じところが結構多分要望が出ていると思うんですよね。その都度刈って、また伸びて、また刈ってと、毎年の繰り返しになっておると思うんですよ。だから、そういう箇所はもう草とともにちょっとここを考えたほうが良いと思います、毎回同じことばかりですから。緑地帯も結構伸びる草だとか雑草がぼうぼうで本当に危ないんですよ。危ないからこういう苦情が来るんで、その辺は抜いてしまっ、極論を言うと、何か違う方法で視野が見えるようなのを考えたほうが私は良いと思いますが、どう考えますか。

○土木課長 本会議のほうでもいろいろ質問があっ、答えていると思うんで

すけれども、やはり交通上、緑地帯というのは、歩行者の横断を防止するとか、車が歩道に乗り上げてくるようなときの緩和になるというようなものも含めて、またあと緑地の関係でCO₂の削減とか、いろいろな環境の問題も含めて緑地帯の効果というのはあるものですから、それを含めまして、委員さんが言われるのは多分交差点付近が特にだと思えますけれども、その範囲を調査研究しながら、いろんな草が生えてきにくいような構造にできるというようなことが一番ベストだと思うんですけれども、今後、調査研究してまいりたいと思います。

○野下委員　交差点付近だけじゃないんです。現に、草で見えずに、出てきたところとぶつかってけがをされたとか、車がくしゃくしゃになったとか、そういう事例も最近あったようでございますので、別に交差点については、前、そこはとってもいいよというような話があったと思いますが、毎回、多分来るところは交差点のところだけじゃないと思いますので、その辺、本当に調査研究、いいんですけど、何か対応をとっていただいたほうが、市のほうも毎回同じことで大変だと思うんですよね。市民のほうも毎回言わなくちゃいけないから大変だと思うんで、その辺はよろしくまた検討してください。

○委員長　ほかに。

○掛布委員　まず苦情なんですけれども、今、成果報告書の264、265ページの治水のところを見ていて、本当に探せなくて、土木課の道路整備のほうで254ページ、255ページのほうについているんですね。8款2項1目ということでずうっと土木課が続いてきて、その続きに治水があるのかな、8款3項1目ですから。

ところが、その間にいきなり下水道課があって、その前をめくっていくと、8款4項2目のまちづくり課の公園緑地があって、全然款項目の順番にも並んでいないし、どうして途中で下水が入っているのと本当に怒れてくるんですけど、どういう編集をしているんですかね、これ。わざと探しにくくしているんですか。本当にどこを探したら出てくるのか、あっちこっちめくりまくってやっと今見つけたんですけど、どうしてこんな編集になったのか、まずお尋ねしたい。誰がつくったの。その後に8款1項2目が出てくるし、ど

ういう順番に並んでいるの、これ。款項目の順番ぐらいに並べておいてくださいよ。

○委員長 暫時休憩します。

午後 3 時 13 分 休 憩

午後 3 時 14 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○掛布委員 成果報告書の264ページの雨水貯留施設整備事業ということで、山尻のところに、1,000トンでしたかね、つくっていただいて、私、身近なところに住んでいるものですから、ついこの前の豪雨のときもしっかりたまって、近所のいつも床上まで行っちゃうところが行かなくて非常に助かったということで、確かに効果があったということは確認できたんですけども、今までほかにも中学校の校庭だったりとか、入れてきているんですけども、そういうところの実際の効果がどうだったかとか、そういうことの検証というのはされているんでしょうか。最初つくるときは、この地域を被害軽減区域というふうに設定して、その水がちゃんと入るといふふうにやっていると思うんですけど、実際に降ってどうだったかというのは。

○土木課長 掛布委員さんが言われるような山尻の地域のそのような実情というのはやはりあると思います。

ただ、その雨の降り方にもよりますので、一概には言えませんが、やはり貯留槽をつくっただけの効果はあるというふうには思います。

ただ、それが床上が床下になったという実情まではちょっとまだ把握はしていないんですけども、その床下になる時間が延びたとか、雨の降る時間とか量にもよりますものですから、なかなか検証が難しいかなというふうには思っておりますので、よろしくをお願いします。

○掛布委員 もう一つ、隣のページにあります雨水の浸透施設のこれも貯留槽、各家庭につける貯留槽ですけども、上の事業成績を見ると、雨水浸透ますとか、トレンチ管とか、非常に低調で、透水性舗装もゼロだった。雨水貯留槽が130基ということで、これも目標値に比べれば非常に低いですし、年々この実績値というのがほぼ飽和状態になってきていて、減ってきているんじゃないかと思うんですけども、古いものはこれ自体がまた新しいごみ

になっていきますので、もうそろそろ効果を見きわめて、見直すというようなことも考えたほうがいいのではないかと思うんですけれども。

○土木課長　効果を見直すというのは、補助をやめてというようなニュアンスにとれるんですけど、それはちょっと考え間違いだと思うんです。

というのは、やはりこの家庭につけていただくというのも、わずかな量、ここにも書いてありますけど、容量としては3万5,593リットルというようなもの側溝を通じて川に流れていかないというような効果があるということとは事実でございます。

ただ、何年ももたないというふうに言われましても、あるとは思いますが、それを市民の方の意識というのが、やはりうちの貯留施設を年々つくっていけば一番いいとは思いますが、なかなか予算もままならない中で、やはり市民の方の協力も必要かと思えます。

意識がないと効果も薄らいでくるということで、こういう少しの効果も持ちながら、災害の浸水、冠水するところを少しでも軽減するような事業というのは大切だと思いますので、よろしくをお願いします。

○掛布委員　最初に質問した基数とその容量ですね、どれだけのためる量だけ効果があったかというのは、年々減ってきていますよね。それはわかりますか。

○土木課長　例えば、平成25年が一番多かったところで8万3,512リットルがありまして、平成26年になりますと4万5,654リットル、平成27年が6万2,277リットルということがありました。

ただ、平成28年が、先ほど言いました3万5,593リットルということで、ちょっと下がっている状況でございます。

それと、先ほどもちょっと言い忘れたんですけど、行政レビューの中で、そういうものも必要だということが委員さんのほうから言われまして、今後やはり引き続きPRのほうを努めていきたいということで思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○掛布委員　治水のほうが来年から下水道課に移って、下水道と一緒に治水事業を担当していただくということなんですけれども、雨水排水管という問題、雨水排水管による、いわゆる雨水流出抑制ですね、それが本当にどんな

ふうな市として取り組みになっているのかさっぱりわからないというのがあります。まして、前から、本当に古い古いバブル全盛期のころに、市内にまるで下水道みたいに張りめぐらされた雨水排水管にかなりの部分をいまだに浸水対策では頼っている部分があるんですけど、その全くどんな状況なのかという実態そのものがよくわからないし、そういった雨水排水管の現況調査とか、そういったものをきちんとやっていって、どこにどんなものが生きていて、どんなふうに関与しているかということをやっていただきたいなと思うんですけど。

○土木課長　　今の雨水排水管のほうなんですけれども、今、土木課のほうでその管網図というものを所持しております、ほぼ江南市内の雨水排水管の位置というのは把握できていると思っております。

○掛布委員　　ちょっと話が余計に行っちゃって申しわけないのでこれでやめますけど、いろんな下水道工事だったり、水道工事だったり、道を掘る場合に、この本当に古い古い雨水排水管にかなり当たって障害になっているんじゃないかと思うんですけど、そういったときの、例えば下水道工事とかをやったときの雨水排水管をどうするかということが全然今まで出てこないんですけど、そんなことはなかったんでしょうか。

○土木課長　　そういう占用管、私のほうは、土木課は道路を管理する立場の部署でございます。それに占用管という形で下水なり水道課が管を入れてくるわけなんですけれども、占用者の立場で排水管のほうは充ててこないというのが現状でございます。

ただ、工法上難しいときは、その辺は協議しながら進めていくということになると思いますけれども、一応今まではその排水管を避けて何とか入れてきたというような現状だと思います。

○山委員　　成果報告書では253ページで、決算書の本体のほうですと277ページになるんですけども、きょうの午前中にも質疑がありましたけど、道路側溝舗装工事ですね、地域の皆さんからの要望を受けて、細かいところ、工事していただくんですけども、当然予算に対して決算、執行率も100%近いわけで、なかなか自治会、地域からのリクエストに応え切れていない部分というのは相当あると思うんですけども、実際のところは何%ぐらい受け

入れている、要望に対して。

○土木課長　それは午前中のほうでもお話ししましたが、全体の舗装率だったり、側溝整備率は出ますけれども、要望に対しての率というのは、要望というのは、午前中ちょっと言い忘れたんですけど、しょっちゅう出てくるわけなんですよ。ですから、どの時点での整備率と言われると、ちょっと難しいところがあるものですから、なかなかそれは出にくいのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山委員　そもそもこの予算が少な過ぎるんじゃないかなと思うんですけども、10年ぐらい前、私が議員になったときは3億円ぐらいあったと思うんですけども、ほかにいろんなお金がかかるんだから、こういうところは削られてくるのかなと思うんですけども、この間の決算額でどういうふうに推移していますか、毎年毎年。

○土木課長　ちょっと決算じゃなくて予算のほうで説明させていただいてよろしいですか。

委員さん言われるように、一番多いときで平成15年ですと4億8,000万円という予算がついておりました。それが年々下がって、3億円になったり、2億円というような状況の中で、最近は大規模事業があるものですから、その辺がちょっとこちらのほうのしわ寄せになっているのかなということで、本年も目いっぱい頑張らせていただいて、1億円つけていただいて2億5,000万円ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○山委員　10年ぐらい前までは当初予算で2億円ぐらいついていたと思うんですけどね。だんだん減ってきているんですけども、全てのリクエストにすぐ答えを出すのは無理なのはわかるんですけども、ずうっとリクエストは出るけれども、それに応え切れていないというのはありませんか。ことしがだめだけど、来年、次の年は何とかとか、そういうことをいろいろ計画して順にしているんですか。

○土木課長　委員さん言われるように、リクエストに応えられないところがあるんじゃないかということなんです。結果的には、要望というのはここをよくしてほしいというような要望でありまして、現場へ行きますと、そのような効果のあるような工事ができないような場合もありますので、その点で

はなかなか要望に応えられないところがあるということと、金額面ですね、ここまで改修してほしいというものをその年でできるかということになりますと難しいところがあるものですから、切らざるを得ないというようなところもあって、今でも積み残しはあります。

○山委員 治水の話なんですけど、般若川の調節池と分水池、コロナの前の例のよく問題になるあそこ、今でもそうだと思うんですけど、ことしは特に雨が多いのでそうかもしれませんが、大雨とか豪雨の後、何かずうっとたまったままになっているような気がするんですけども、あれは誰がどういうふうに管理していたんですか。

○土木課長 調節池と分水池がありますが、分水池のほうは管のほうへ入ってきますけれども、調節池はたまったままになっていて、うちのほうがポンプをかけ、排水するようになっておりまして、操作しておりまして、やはり川が満水的时候は流せませんので、後にうちの職員が行きまして、手動でかけてきます。

○山委員 川が満水的时候、水位が上がっているときは、それは無理でしょうけど、雨がやんで落ちついてきたら、すぐにやってもらいたいですよね、最近特に雨が多いので。その辺、川の水位がここまで低下したら水を流すとか、何かそういう基準というのは持ってやっているんですか。現場での見ただ目でそろそろという、そんなぐらいの感じなんですか。

○土木課長 天気を見ましてやっております。夜中にやったやつも、またその夜中に流すこともできんもんですから、次の日が休みでも出動しますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑もないようですので、続いて建築課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長 建築課の所管しております一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

決算書の74ページ、75ページをお願いいたします。

74ページ、75ページの上段の12款1項5目4節住宅使用料でございます。

はねていただきまして、76ページ、77ページ下段の12款2項5目1節土木管理手数料でございます。

はねていただきまして、82ページ、83ページ中段の13款4項4目1節土木管理費交付金でございます。

はねていただきまして、86ページ、87ページ上段の14款2項5目1節土木管理費補助金でございます。

はねていただきまして、88ページ、89ページ上段の14款3項5目2節建築指導費委託金でございます。

はねていただきまして、96ページ、97ページ下段の19款5項2目12節雑入は、備考欄、建築課分でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

270ページ、271ページ中段の8款1項2目建築指導費は、272ページ、273ページ中段まででございます。

少し飛びまして、292ページ、293ページ中段の8款5項1目住宅費は、294ページ、295ページ上段まででございます。

以上、補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　成果報告書の266、267ページのところに、木造住宅の耐震診断事業というのがあって、議案質疑でもあったように、なかなか進んでいないということなんですけれども、一番最新の時点での江南市内の木造住宅の耐震化率というのはわかるんでしょうか。

○建築課長　耐震化率ということで申し上げますと、耐震改修促進計画というのがございまして、その中で住宅の目標値というものを定めておりまして、当初につきましては、平成19年度に策定しております。これにつきましては、平成19年時点で68.3%というものに対しまして、平成27年度、90%を目標ということで取り組んでおります。こちらの耐震改修促進計画につきましては、平成26年度に改定をいたしております、その時点で平成26年度の耐震化率

につきましては74.8%と出ておりました。これがこの改修時点での住宅の耐震化率ということになっております。

○掛布委員 その後はわからないんですか。データがとれないということなんですか。

○建築課長 そうですね。その後につきましては、これは国のほうの住宅土地統計調査とか、そちらのほうのデータ等とか、市の税務上のデータ等も考慮して推計しておりますので、そういったことから毎年の数字の把握ということは特には行ってはおらん状況でございます。

○掛布委員 どこということはないんですけども、建築課のやられたお仕事の中で、いわゆる市街化調整区域でも規制緩和によって建築基準法第十何条の何とかに基づいて、いわゆる誰でも農地を買って家を建てることができるのかという、そういう規制緩和が、厚生病院の北側の地域と北部給食センターの周辺と、あと布袋の駅東地域ですね、そこが規制緩和になって、私の家の周辺でもあるので、本当にちょっと景色が変わったぐらい、しばらく行かないと、本当に新しいうちとかアパートが続々と建っている気がするんですけども、このいわゆる規制緩和をして、これで丸2年、2年半ですか、ごめんなさい、ちょっといいかげんなことで……。

〔「平成27年4月からです」と呼ぶ者あり〕

○掛布委員 そうすると2年半、平成28年度だと丸2年で、その規制緩和によって、どれだけいわゆる新築なり、そういった建物の建築がふえたかというのは、それだけではない、いろんな要素が入っているんですけども、ふえたかという、そういった統計みたいなものはつかんでおられるんでしょうか。わかったら教えてほしいんですけど。

○建築課長 今、直近では平成29年8月末現在ということで、数字のほうを把握しております。

まず、布袋駅東の区域につきましては、申請棟数が15件、専用住宅がございまして、分譲住宅が5件、長屋・共同住宅が3件でございます。市民体育館西の区域につきましては、専用住宅が6件、分譲住宅が4件、長屋住宅・共同住宅が4件でございます。江南厚生病院北の区域につきましては、専用住宅が3件、分譲住宅が15件、長屋住宅・共同住宅が7件でございます。合

わせまして合計で、専用住宅につきましては24件、分譲住宅につきましては24件、長屋・共同住宅につきましては14件でございます。

○野下委員 74ページ、75ページの住宅使用料って、これは市営住宅のことですかね。この市営住宅で、収入未済額というのが出ております。これでいくと300万円ぐらい出ているんでしょうけれども、これは住宅の家賃が払われていないという形でよかったと思うんですけど、実際にこの市営住宅、何世帯って申しわけないけど、滞納になっているとか、納めていない方というのは何世帯あるんですか。

○建築課長 市営住宅につきましては、管理戸数で全部で153戸ございます。そのうちですが、平成28年度の滞納者につきましては14名おります。

○野下委員 ありがとうございます。
住宅ごとでわかりますか。そこまではだめですか。

○建築課長 滞納者数の住宅ごと。

○野下委員 14名でありますけど。

○建築課長 住宅ごとで申し上げますと、市営南野住宅が1人、市営山王住宅のほうで3人、市営力長住宅が6人、市営東野住宅が4人で、全部で14人でございます。

○野下委員 ありがとうございます。
入らないということなんでしょうけど、いろんな理由でね。当然、社会の情勢も刻々と変化していますけど、実際に市営住宅というのは世帯で応募をかけて世帯で入ってきますけど、この市営住宅の世帯の中の年齢だとか、そういうところというのは、今どういうふうぐらいになっていますか。わかりますか、どういう年齢の方が入っていらっしゃるのかとか。わかればちょっと教えてほしいんですけど。

○建築課長 平成28年度のもので申し上げますと、代ということで申し上げますが、20代につきましては5名で全体の3.4%。30代につきましては22名ということで全体の15%。40代につきましては28名で19%になります。50代につきましては19名で12.9%。60代が16名で10.9%。70代が31名で21.1%、80代が23名で15.6%、90代が3名で2%。このときの平成28年度の入居者ですけれども、147名ということで集計しております。

○野下委員 ありがとうございます。

こうやって見ると、結構若い世代も入っていらっしゃるなと思うんですけど、実際にまだ払ってこられなかった14名なんですけど、この14名というのは、当然平成28、29年もどうなっているのかわかりませんが、ひょっとしたら継続で払えないケースがあるんでしょうけれども、この中に、今後何とか頑張れば払えるとか、全くもう無理だとか、そういうのはどういうふうに今認識していらっしゃいますか。

○建築課長 滞納者の方につきましては、長期滞納になっておられる方、こちらにつきましては納付計画のほうを立てていただきまして、計画的に少しずつでも余分に返していただくということでお願いしております。

平成28年度の14名の方で申し上げますと、実際に滞納月数なんですけれども、月数が1カ月という方が4名おります。また、3カ月という方が2人と。これは比較的短期間の滞納ですので、これについてはすぐ改善できるものではないかなというふうに思っております。

○野下委員 だから、14名のうち6名ぐらいが短期かな、今の数字だと。あと残っていらっしゃる方がいらっしゃって、こういう方に対してはアプローチをされるんでしょうけれども、にっちもさっちもいかないんですか。

○建築課長 今、長期の方も見えまして、一番長期の方で46カ月という形にはなっておるんですけれども、こういった方につきましても、毎月家賃以外に滞納分につきましても定額を納めていただくような形で徴収しておりますので、少しずつは減っていくのかなというふうに見ております。

○野下委員 今お話を聞くと、全く一銭も払われないという方は見えないという形なんじゃないかな。少しでも入れてもらっているということなんじゃないかな。

○建築課長 今現在の滞納者14名ですけれども、全く払う意思がないという方につきましてははいない状況でございます。

○野下委員 本当に大変な個々の理由はあるんでしょうけれども、市の職員の方も徴収には大変な御苦勞があると思いますけれども、それぞれの家庭にに応じていろいろ対策は立てていらっしゃると思いますので、この辺は少しでも少なくしていただけるように頑張ってもらわなければならないと思いますが、最後

に1点だけです。

市営住宅について、県営もそうでしょうけど、今、世帯の募集になっています。今後、この世帯ではなくて単独でと、個人でそういうふうに募集がかけられることはどう考えていらっしゃるでしょうか。あくまでも世帯一本でいくのかとか、その辺どういうふうに考えていらっしゃるか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○建築課長 市営住宅につきましては、現在では世帯向けということで、もともと3DKということで部屋のほうも設定しておりまして、そういう中で世帯向けということで入居者を募集しておりますので、現段階では単身の方向けというのは考えておりません。

単身向けにつきましては、県営住宅とか、そういったところはございますけれども、市営住宅につきましては、現在のところ世帯向けということでは考えておるところでございます。

○掛布委員 関連で。募集のときは世帯なんですけれども、実際に見ると単身で住まわれている方がとても多いような気がするんです。多分、入られたときは2人でも、お一人が亡くなられて、単身でずうっと住んでみえるんですけれども、もちろん追い出すわけにはいかないの、そういった場合もオーケーということで、もったいないですけどね、3DKでお一人というのは、もうちょっと何とかならないのかなという気はするんですけど、そのままオーケーということなんです。

○建築課長 そうですね。入ったときは世帯で入居されておるんですけども、その後いろんな事情で単身となっておる方も少なからず見えるわけなんですけれども、こういった方につきましては、明け渡してくださいというようなことは特には考えておりません。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑もないようでありますので、続いて水道部下水道課について審査をいたします。

〔「訂正の申し出があるんですが、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長 訂正ですか。はい、それじゃあ行ってください。

○土木課長 先ほど野下委員からの質問の中で、275ページのところで、道路草刈り委託料と街路樹保全委託料という件で質問がございました。

そのときに、私の答弁の中で、草刈りのときに植樹帯のところの草もと言いましたけれども、そちらのほうは、植樹帯のほうの草と低木の剪定に関しましては、2つ上の道路清掃委託事業のほうで行っておりますので、訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 では、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 それでは、下水道課の所管について御説明いたします。

歳出でございますが、決算書の294ページ、295ページをお願いいたします。中段の8款6項1目下水道費、28節繰出金でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時51分 休 憩

午後3時51分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、議案第46号を挙手により採決します。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第49号 平成28年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について

○委員長 続いて、議案第49号 平成28年度江南市公共下水道事業特別会計

歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長　　続きまして、平成28年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

歳入につきましては、決算書の402ページ、403ページ上段の分担金及び負担金から、404ページ、405ページ下段の市債まででございます。

歳出につきましては、406ページ、407ページ上段の総務費から、412ページ、413ページ下段の公債費まででございます。

414ページは、実質収支に関する調書でございます。

公共下水道決算意見につきましては、別冊の江南市決算審査意見書の52ページ中段から54ページ下段まで、決算審査資料として、88ページ、89ページ下段には第10表、款別歳入歳出年度比較表を、100ページ、101ページには第15表、市債償還借入状況表を掲載しております。

また、主要施策の成果報告につきましては、別冊の成果報告書の260ページから263ページに掲載しております。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　　409ページのところにあります、成果報告書では261ページなんですけれども、企業会計の移行事業で、ちょっと本会議の古田議員の議案質疑を聞いていまして、中にちょっと不可解な言葉があったのでお尋ねしたいんですけれども、下水道会計の基準内繰り入れと基準外繰り入れというような言葉が使われたと思うんですけれども、現時点で基準内繰り入れとか基準外繰り入れなんていう用語はどこにも出てきていないわけなんですけれども、それは一体どういうことなんでしょうか。

○水道部下水道課長　　基準内といいますのは、公費でもって充てるのが適当と認められる場合、例えば水質検査であったり、水洗便所の改造に伴う費用の2分の1であったり、また今、江南市の公共下水道というのは、雨水も同じく土木課でやっておる事業もあるんですけど、その辺も含めて、そういったところも公費で見るとあるということで、そういったものが基準内の繰

出金になります。それ以外については、当然下水道で賄うべきところということで、それは基準外ということになります。

○掛布委員　その基準内、基準外という言葉遣いそのものは、現時点では存在しない言葉なんですけれども、それは企業会計に移行した暁には、そういう言葉遣いが、そういう概念が出てくるということなんではないでしょうか。それで、基準外の繰り入れは、それこそできるだけ解消しましょうとかいう、そんなことになっていくんでしょうか。

○水道部下水道課長　公営企業になりますと、当然のことながら独立採算が原則、当然のことながら下水道使用料でもって経費を賄うというのが原則の中で、基準内を除いた基準外については、当然それは本来はもらうべき部分ではない、企業努力として賄っていく部分ということで、平成32年の企業会計に当たっては、そのあたりは当然公表していくということがあります。平成32年には経営戦略というものを作成するというふうに関のほうから言われていますので、そういったところでは当然のことながら明らかにして、それが下水道使用料が適正なのか、そういったところも含めてやっていく必要があるんで、この基準外、基準内というのは、今でも仕分けはしております。

○掛布委員　そうしますと、即刻企業会計へ移行すると、料金がこれでいいのかという議論になっていってしまうんですけれども、それが非常に、今すごい勢いで下水道の布設工事をやっているんですけれども、それによってイコール近い将来値上げですよというようなことを見越しながらやっていくというのがどうなんだろう、本当にちょっと大変ではないかと思うんですけど。

○水道部下水道課長　定例会の中でも御説明させていただきましたけれど、建設初期段階というのはどうしても建設費がかかります。これは、企業会計では今現在30年で起債を返しておりますけれど、これを50年にならして、その中で基準内を除いた部分は使用料で賄うということになります。現在建設段階でございますので、当然のことながら面積が広がって、維持管理の時代にならないと、本来徴収すべき使用料というのは見えてこないということになります。そういったこともありまして、コスト縮減を徹底的にやって、その使用料にはね返らないような公債費の残高にしていかなければならないと。

また、将来、長寿命化、改築、更新というのもありますので、そういった

コスト縮減がそういったところに反映できれば、減価償却を抑えられる、減価償却そのものが要らなくなる、一、二割はカットされて経営が安定化するんではないかなというふうに考えて、積極的なコスト縮減に努めております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、他に質疑もないようでありますので、これをもちまして質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 00 分　休　憩

午後 4 時 00 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第49号を採決します。本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第50号　平成28年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長　続いて、議案第50号　平成28年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　それでは、議案書の146ページ、平成29年議案第50号　平成28年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明させていただきます。

平成28年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書の416ページ、417ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款使用料及び手数料から最下段の 5 款諸収入まででございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、418ページ、419ページをお願いいたします。1 款総務費でございます、はねていただきまして、420、421ページ上段まででございます。

次に、その下の 2 款土地区画整理事業費でございます。

はねていただきまして、422ページは実質収支に関する調書でございます。

以上、補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 成果報告書の248ページのところに、事業費に対する執行率が36.7%ということで低いんですけれども、これはどういった理由なんですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 仮換地測量事業ということで予算額32万4,000円を予定しておりましたところ、実際平成28年度に委託しましたお金といたしまして11万9,000円ということでございます。

その内容といたしましては、仮換地図の修正で10件、換地重ね図の修正で7件、土地データの更新20筆が主な内容でございます、実際の作業が11万9,000円分ということでの執行率がこのようなパーセントとなっております。

○掛布委員 今は布袋南部土地区画整理事務所で実際にどんな仕事をされているのかというのは、申しわけない、本当に不勉強でよくわからないんですけれども、今どんなことをやって、平成28年度やられて、これから換地処分の測量箇所については鉄高の完了を待つ必要があるというふうに書いてあるんですけれども、これからどんなことをやっていかないといけないということなんですか。済みません、変な質問で。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 まず、平成28年度の主な事業といたしましては、まずもって区画整理審議会の開催を行いました。

また、区画整理の状況ということで、区画整理のニュースの発行をさせていただいております。

また、市有地、管理地の管理といたしまして、草刈り、先ほど申しました

換地図図書の修正業務などを行ってまいりました。

あと、予算に反映されない事務といたしましては、仮換地等の証明書の発行、建築行為等を行う際の許可業務などを行っております。

事業完了に向けましては、鉄道側道を初めとした区画道路などの整備、地元調整を含めた町名・町界の変更の事務、換地計画認可申請事務、街区画地の確定測量事務、換地処分事務及びこれに伴う登記事務、精算事務などをこれからやっていかなければならない状況でございます。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 07 分 休 憩

午後 4 時 07 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、議案第50号を採決します。本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第53号 平成28年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定 について

○委員長 続いて、議案第53号 平成28年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、議案第53号 平成28年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について御説明させていただきます。

別冊の平成28年度愛知県江南市水道事業会計決算書及び事業報告書の3ペ

ージをお願いいたします。

平成28年度愛知県江南市水道事業決算報告書でございます。

はねていただきまして、4ページ、5ページの平成28年度江南市水道事業決算報告書から、少しはねていただきまして、14ページから17ページの平成28年度江南市水道事業貸借対照表まででございます。

なお、12ページには平成28年度江南市水道事業剰余金処分計算書（案）を掲げておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、19ページをお願いいたします。

平成28年度愛知県江南市水道事業報告書でございます。

はねていただきまして、20ページの1. 概況から、少しはねていただきまして、42ページから57ページの5. 附帯事項まででございます。

なお、平成28年度水道事業会計決算審査意見につきましては、別冊の平成28年度江南市決算審査意見書の102ページから127ページでございます。

また、主要施策の成果報告につきましては、別冊の成果報告書の238ページから241ページに掲載しております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　概況のついでに報告書の21ページなんですけれども、その中ほどに未改良管の改修についてあって、総延長8,972メートルを布設して、未改良管の残延長がこれだけに減ったよと、10万9,665メートルになったよとあるんですけど、3簡水を引き継いで、非常に未改良管をたくさん抱えて大変だということだったんですけど、この8,972メートルというのは、ほとんど3簡水部分の布設がえということなんですか。ということはないですか。

○水道部下水道課長　この8,972メートル、3簡水の部分もございしますが、おおむね市内全域にいたしました整備でございます。

○掛布委員　同じく、徴収率についてなんですけど、ちょっと監査委員の意見書を忘れてきちゃったんですけど、監査委員の意見書の119ページのところに、水道料金の収納率がぐぐっと上がっていっていますね。97.0%になっ

ている。給水停止を強力にやってというようなことが書いてあるんですけど、前からも何度も、無理な給水停止処分をやってはまずいのでお聞きしているわけですが、平成28年度、給水停止は何件やられて、それですと払ってもらっているのかどうかというのをお尋ねしたいんですけど。

○水道部下水道課長 平成28年度におきまして、実際に給水停止した件数は252件ございます。252件といいましても、その日にあいたものもございませので、平成28年末では、実質は18件となっております。

○掛布委員 そうすると、給水停止をしても払ってもらえなくて、ずうっと停止しっ放しというのが18件あるよという、そういうことなんですか。

○水道部下水道課長 はい、そのとおりでございます。

なお、8月末現在では、9件まで減っております。これは平成28年度中に停止したものでございます。

○掛布委員 それで何か問題になるというか、小さなお子さんがいる家庭であつたりとか、お年寄りがいる家庭であつたりとか、そういったいわゆる人権問題になるようなことはなかったんでしょうか。

○水道部下水道課長 給水停止におきましては、実施する前に給水停止会議を開きまして、そういった諸問題を確認いたしながら給水停止に実際に当たっておりますので、そういったトラブルなどはお聞きしておりません。

○掛布委員 そうすると、停止されっ放しの9件というのは、どうやって生活されているということなんですか。

○水道部下水道課長 この9件におきましては、実際にお伺いしますと、もう電気もとまっていると、実際に住まわれているという形跡がない方もございます。

ただ、中には住まわれている方も見えると思いますが、どうやって……。

○山委員 その今のお話の続きなんですけど、滞納者に対して通告するんですよね、ちょっとでも払ってもらえないと、いついつから給水停止しますという。どういうふうに告知しているんですか。

○水道部下水道課長 まず、納付ができない確認ができた時点で督促を出して、翌月に催告、その後、3カ月後に給水停止という最終通告をお出します。その場合は、直接自宅にお伺いして、渡せれば渡す、見えなかったらポスト

に差していきますが、現実にはお宅までお伺いして、最後の通告をさせていただきます。

○山委員 給水停止というのはどこでとめるんですか。余り細かいことはよくわかりませんが、元でとめるんですか。その家に水を流さないわけですよ。どういうふうにやっているんですか。

○水道部下水道課長 水道メーターの手前に止水栓がございます。その止水栓をとめまして、そこにキャップをしまして、直接止水栓がさわれないようにした状態で給水停止をさせていただいています。

○山委員 もう一つちょっと別の問題で、監査意見書の119ページの結びの意見のところ、1つは今問題になった給水停止、滞納の問題です。

もう一個、地下水揚水、県から買っている水、県水受水量の依存率が39.4%ということで、大体4割ぐらいであったと思うんですけど、今までも。これは大体何%ぐらいが望ましいと思っておられますか。

○水道部下水道課長 パーセントにつきましては、基準等はございません。水道事業としましては、なるべく安い地下水を有効活用できるようにしております。

ただ、揚水規制の関係もございますので、どれだけくんでもいいというわけではございませんので、なるべく自己水を活用しながら運営に努めておるのが現状でございます。

○掛布委員 報告書の35ページのところに、工事の請負契約内容がいろいろあるんですけども、この中にあれっと思ったのがあって、下から8行目のところに、下水道工事老朽管改良とありまして、ほかのところは、随意契約のところは、公共下水道工事に伴う排水管布設がえ工事で随意契約でやりましたと書いてあるんですけども、これは随意契約になっているんですけども、そういう記載になっていなくて、単なる排水管改良工事なんだけれども下水道工事という、そういう記載があって、これはどういうことだったんでしょうか。何で随契なんだろう、これだけ。

○水道部下水道課長 排水管改良工事第8工区でございますが、それ以外につきましては、下水道工事が後々支障になるものにつきましては、公共下水道工事に伴う排水管布設がえと書かせていただいております。

この8工区につきましては、排水管自体は下水道工事に支障はなかったんですが、この管が古かったということで、下水道工事と同一の堀山に排水管を入れれば安価に済むということで、この場合、林本建設さんが下水道工事を請け負ってみえましたので、そこで随契をお願いし、安価に工事が済むように随意契約をしたものでございます。

○掛布委員　そうすると、ふだんからどこで下水道工事をやるかというのと、どこに水道の老朽管があるかというのをしょっちゅう見比べながら、ああ、ここで今掘っているから、今そこをかえてもらえば安くいくぞみたいな、そういう算段をいつもいつもやってみると、そういうことなんですね。

○水道部下水道課長　当初予算の段階から、工事箇所につきましては下水道のほうからいただいておりますので、それで工事箇所を確認しながら老朽管等もやっていると。

○掛布委員　それから、45ページの収益的収入のところ、下のほうに雑収益と特別利益というのがあるんですけども、雑収益のところのその他雑収益が417万8,286円というのがあるって、それとその下から2つ目のところに過年度損益修正益というのが4万3,487円、これは何でしたでしょうか。

○水道部下水道課長　2項その他雑収益におきましては、量水器取りかえ収益と目的外使用料などがここに上がっています。

3項2目過年度損益修正益につきましては、過年度におきましてお金をいただいていたものについて徴収しましたが、それをこの4万3,487円、過年度損益修正益として計上させていただいております。

○掛布委員　済みません。1個目のほう、もう一回言っていただけますか、ちょっとよくわからなかったの。何の目的外使用料。

○水道部下水道課長　量水器取りかえ収益。主なものでいきますと、あと目的外使用料、職員の駐車場使用料でございます、下般若配水場における。

○掛布委員　総括の一番初めでも、年々いわゆる給水収益が減っていて、それは水の使用料がなぜかどんどん減っていて、それが下水道が普及するにつれてどんどん節水志向がきつくなっていて、どんどん減っていくよということなんですけれども、たまたま平成28年度は一般家庭はほぼ同量だったんだけど、観光所用、営業所用は減少したという、これは何ででしょうか。

○水道部下水道課長 企業の大口使用者が一举にかなりの量減りました。また、ここにありますが、江南市体育館のプールがなくなりましたので、その分も減っております。

○掛布委員 小学校のプールが結構減ってきているという、プールの開設日というか、多分、1回水を落としてまたもう一回入れるということをやっているみたいなんですけど、その学校関係の水の使用の減少というのも大きいわけですか。

○水道部下水道課長 小・中学校では、余り顕著が差は出ていないという認識であります。

○掛布委員 済みません、1個だけ。

剰余金の処分ってどこについていますか。さっきから一生懸命探しているんですけど、何ページについていましたっけ、剰余金の処分計算書。

〔「12ページ」と呼ぶ者あり〕

○掛布委員 失礼しました。

これを見ていて、未処分利益剰余金の3億2,500万円のうちの1億2,800万円を資本金に入れるということで、この1億2,832万4,842円を組入資本金に入れるという、この額というのは、いわゆる長期前受金戻入額、これだけを組み入れるということなんですか。この額の根拠というのがよくわからなかったんですけど。

○水道部下水道課長 委員の御指摘のとおり、この1億2,832万4,842円というのは、当年度に発生いたしました長期前受金戻入でございます。長期前受金戻入は直接現金を伴わない収入でございますので、この戻入分につきましては資本金のほうに組み入れさせていただくというお願いをしているものでございます。

○掛布委員 そうすると、それ以外の引き続き残る1億9,694万9,036円を例えば減債積立金とか建設改良積立金に処分するというのは、今回はしないということなんですね。

○水道部下水道課長 このたびのはこのまま全てを、1億9,694万9,036円を来年度にそのまま繰り越させていただきます。

○掛布委員 その会計操作がよくわからないんですけど、どういう基準で減

債積立金とか建設改良の積立金に積み立てたりするんだらうかというのがよくわからないんですけど。

○水道部下水道課長　　今までですと、運転資金といたしまして約1億7,000万円を除きました残りの額を減債積立金及び建設改良積立金として積み立てておりましたが、今後、3条の収益が損失を見込んでおりますので、今年度からは利益剰余金はそのまま来年度に繰り越すということで、そのまま1億9,694万9,036円を繰り越させていただくものでございます。

○掛布委員　　済みません、ついでに、水道事業を民営化するという、全然話が決算と違っていて申しわけないんですけども、水道事業の民営化法というのは通ったんですか。通ったかな。

　　都会のほうでは既に水道事業も民間と、江南市でもあっちもこっちも民間なので、そりゃあ給食だったり保育園が民間といえ、水道や下水道もそのうちに民間と言うよなと思いつつ、しかし命の水を民間にやられては非常に困るんですけど、そういった方向性はあるんでしょうか、江南市で。

○都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長　　ここ10年考えていません、この先10年。

○委員長　　よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　それでは、質疑を終結いたします。

　　暫時休憩いたします。

午後4時32分　　休　憩

午後4時32分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

　　議案第53号についてお諮りします。

　　初めに、利益の処分についてを採決いたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

　　続いて、決算認定について採決いたします。本案を原案のとおり認定する

ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

本日の議題もまだ残っておりますが、本日の委員会はこの程度にとどめ、あした午後1時15分から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時33分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 伊神克寿